

令和2年第6回飛騨市議会定例会議事日程

令和2年12月10日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第117号	飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
第3	議案第118号	飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について
第4	議案第119号	指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター）
第5	議案第120号	飛騨市健康増進施設条例について
第6	議案第121号	飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について
第7	議案第122号	飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について
第8	議案第123号	訴えの変更について
第9	議案第124号	飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について
第10	議案第125号	令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号）
第11	議案第126号	令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号）
第12	議案第127号	令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）
第13		一般質問

令和2年第6回飛騨市議会定例会議事日程（追加）

令和2年12月10日

日程番号	議案番号	事	件	名
追加第1	議案第128号	令和2年度	飛騨市一般会計補正予算	（補正第8号）

本日の会議に付した事件

- | | | |
|-------|---------|---------------------------------------|
| 日程第1 | | 会議録署名議員の指名 |
| 日程第2 | 議案第117号 | 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について |
| 日程第3 | 議案第118号 | 飛騨市国民健康保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第4 | 議案第119号 | 指定管理者の指定について（飛騨市多機能型障がい者支援センター） |
| 日程第5 | 議案第120号 | 飛騨市健康増進施設条例について |
| 日程第6 | 議案第121号 | 飛騨市スポーツ施設条例の一部を改正する条例について |
| 日程第7 | 議案第122号 | 飛騨市国民健康保険病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第8 | 議案第123号 | 訴えの変更について |
| 日程第9 | 議案第124号 | 飛騨州市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例について |
| 日程第10 | 議案第125号 | 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第7号） |
| 日程第11 | 議案第126号 | 令和2年度 飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第3号） |
| 日程第12 | 議案第127号 | 令和2年度 飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号） |
| 日程第13 | | 一般質問 |
| 追加第1 | 議案第128号 | 令和2年度 飛騨市一般会計補正予算（補正第8号） |

○出席議員（13名）

1番	小笠原美保子
2番	水 上 雅 廣
3番	谷 口 敬 信
4番	上 ヶ 吹 豊 孝
5番	井 端 浩 二
6番	澤 史 朗
7番	住 田 清 美
8番	徳 島 純 次
9番	前 川 文 博
10番	野 村 勝 憲
11番	籠 山 恵 美 子
12番	高 原 邦 子
13番	葛 谷 寛 徳

○欠席議員（なし）

○説明のため出席した者の職氏名

市長	都 竹 淳 也
副市長	湯 之 下 明 宏
教育長	沖 畑 康 子
総務部長	泉 原 利 匡
企画部長	岡 部 浩 司
商工観光部長	清 水 貢
農林部長	青 垣 俊 司
市民福祉部長	藤 井 弘 史
教育委員会事務局長	谷 尻 孝 之
危機管理監	坂 田 治 民

○職務のため出席した事務局員

議会事務局長	野 村 賢 一
書記	赤 谷 真 依 子

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長（葛谷寛徳）

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただいまから本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長（葛谷寛徳）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は会議規則第88条の規定により、3番、谷口議員、4番、上ヶ吹議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第117号 飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例について
から

日程第12 議案第127号 令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）

日程第13 一般質問

◎議長（葛谷寛徳）

日程第2、議案第117号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから日程第12、議案第127号、令和2年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第2号）までの11案件については、会議規則第35条の規定により、一括して議題といたします。

11案件の質疑とあわせて、これより日程第13、一般質問を行います。

それではこれより順次発言を許可いたします。最初に、5番、井端議員。

〔5番 井端浩二 登壇〕

○5番（井端浩二）

おはようございます。議長のお許しをいただきましたので、質問をさせていただきます。今回、1つになりますが、よろしく願いをいたします。

飛騨市防災対策について。飛騨市には現在、飛騨市指定緊急避難所と一時避難所があり、災害状況や災害の大きさ、災害場所、災害種別によって避難する場所が判断されます。指定緊急避難所は、グラウンド等を含めると、109。一時避難所については、お寺や公民館を含めると173の避難所が指定されております。指定緊急避難所は、市が開設・運営。一時避難所は、地域の区や町内会及び自主防災組織が開設・運営となっています。飛騨市も近年、防災対策や防災、防災備蓄品の整備など、万一に備えて対策をと

っております。

そこで次の質問をさせていただきます。1つ。備蓄用コンテナは、古川小学校、古川西小学校、古川中学校、宮川町の飛騨まんが王国などに昨年設置され、コンテナを含め市内15カ所に200名を基準とした備蓄品を備蓄しております。今年度は、吉城高校と神岡高校にコンテナ設置であり、少しずつではありますが、整備されつつあります。コンテナの中の備蓄品は、決算書に記載してありますが、市民に知らせる意味でも、再度確認をさせていただきます。200名を基準とした備蓄品は、何を備蓄し、何日分あるのか。200人分の備蓄品がコンテナに果たして収まるのか。エアマットなどのほかの必要な備蓄品はどうしているのか。人数は200人では緊急避難所の200人では少ないと考えますが、今後備蓄用コンテナを増やしていく計画はあるのか。

2つ目。7月に備蓄用の水の配給が古川町各区にあり、区長役員の皆さんが軽トラなどで市役所へ取りに行ったようです。この備蓄品の水の配給は、一時避難所への備蓄品としての配給なのか。一時避難所がある地区ならいいですが、近くにない地区もあって、置く場所がない地区にすればどうすればいいのか。

保管する場所がなく、断る地区や振興事務所に保管してもらっている地区もあるようですが、果たしてこれでいいのか。

避難所に余裕がある避難所については、備蓄品を貯蓄できますが、まちなかなどの地区については、備蓄倉庫がなく、考える必要があるのではないかと。

また、今後もこのような備蓄品の配給は考えているのか。お伺いをさせていただきます。

3つ目。指定緊急避難所は市が開設・運営となっておりますが、地区によってはその指定緊急避難所が、地区の避難所に指定されている地区もあり、開設には担当職員がきて開設になるようですが、緊急を要する場合、地区の協力が必要ではないでしょうか。市ではそれぞれの指定緊急避難所の担当者が決まっていると思いますが、担当者同士の確認や打ち合わせが果たしてできているのか。また、開設・運営にあたっては、地区の協力が必要と思いますが、今後、地区での指定管理、緊急避難所の担当職員と地区での担当者の打ち合わせが今後必要になると考えますが、そのへんについて市の考えをお伺いさせていただきます。

以上、よろしく願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

◎議長（葛谷寛徳）

坂田危機管理監。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

飛騨市の防災対策について3点のご質問がありました。まず1点目、防災用備蓄コン

テナについて。備蓄用コンテナ及び市が管理する施設等を活用して、12月現在で市内の体育館、公民館周辺に古川町内5カ所、河合町内3カ所、宮川町内2カ所、神岡町内5カ所の合計15カ所に災害用備蓄品を配置しており、年度内に新たに市内高校2カ所に備蓄用コンテナを設置し、最終的には17カ所となります。これは、飛騨市の各町が川べり、または山間部をつらなる道路によって接続され、災害等により容易に孤立化する可能性があるため、市内に分散配置をしております。各備蓄用コンテナ等には、避難する市民を200名と仮定し、内容は15カ所とも同じ内容品としています。主要な内容品は、防寒・宿泊用として一般用にエアマット、要配慮者用にエアベット、備蓄用圧縮毛布。食糧関係としてアルファ化米、ミネラルウォーター。食器関係として使い捨ての食器セット、ポリエチレンロール、やかん、カセットボンベ。給水用としてウォータータンク。衛生用品として非常用トイレ、紙おむつ、生理用品、マスク等を備蓄しており、このほか避難所を開設・運営するために避難所開設用キット、トランシーバー、懐中電灯、誘導灯、発電機及びライト、更衣用のテント等を配置しております。このほかに各区には住民の30パーセントの2日分のアルファ化米、毛布、ミネラルウォーターを配置し、市の予備としてハートピアの備蓄用コンテナ、飛騨市文化交流センター地下及び各振興事務所にアルファ化米、毛布、ミネラルウォーター等を備蓄しています。さらに要配慮者用として市内病院3カ所、福祉施設4カ所に入院・入所者及び医療・福祉関係者の3日分のアルファ化米、だしがゆ、お粥、水等を配備しています。これらは、災害が発生後、3日間は市独自で対応することを基準に数量を決定しています。4日目以降は、国・県の支援を受けるように考えております。備蓄用コンテナ等には200名を基準に設定していますが、近傍の備蓄用コンテナで不足する場合は、他の備蓄用コンテナ等または市の予備の備蓄から転用するように考えております。

2つ目、区に対する備蓄品の配布について。市内の各区には防災用備蓄品の事前配布として、区民の30パーセントの2日分のアルファ化米及び500ミリリットルのペットボトル、1人2枚の備蓄用圧縮毛布、傷病者等の搬送用としておんぶラック及び救い帯をお渡ししています。区に配布するものとしては以上です。区では、基本的に地域の公民館等に保管していただいています。古川町内において区公民館を共同で使用している場合には、固有の保管場所がないため、割当数量の一部はハートピア横の防災用備蓄コンテナまたは飛騨市文化交流センターで保管をしています。区で保管できない場合は、体育館等の備蓄用コンテナで保管しているアルファ化米、毛布、ペットボトル等を使用いただければ結構です。区に事前に配布しておく方式は、平成30年7月豪雨時に有効に機能し、各地区の公民館等に避難した住民の方は、アルファ化米、備蓄用圧縮毛布、水を使用し、市から支援を受けることなく過ごせました。市から配布した備蓄品と区で保有している備蓄品をどこに保管しておくかは区の判断に任せるものとして、市で区用に新たに倉庫等を準備する予定はありません。最後に災害用で市が準備するのは、3日間を過ごすための最低限のものであり、各家庭においては家族分の最低3日分、可

能であれば7日分の備蓄品を準備し、各区においても防災対応に必要な本部運営や避難誘導に必要なものについては、準備をしていただきたいと思います。

3点目、指定緊急避難所の開設・運営について。指定緊急避難所は、災害時に市が開設・運営を実施します。現在、市の医療職、消防職を除いた正職員を本庁、各振興事務所に防災当番として振り分け、さらに学校の体育館等ごとに課長職の職員を長とする組にわけ、開設・運営の担当を決めております。また施設の開錠にあたっては、正副の要員を教育委員会または振興事務所において指定して、施設の開錠を担当しています。ただし、地区の公民館等において緊急指定避難場所に指定している場合は、各区長等が開錠し、避難住民の受け入れを実施しております。発災後、3日程度は市の職員を中心に避難所の運営を実施することになりますが、国・県の支援が入ってくる4日目以降は、運営の主体を市職員から避難住民に移行していく必要があります。地区の協力は必要不可欠です。また、地区の人々が主体となって避難所運営を行うことにより、地域の復旧も進むと考えております。平成30年7月豪雨時には、避難所の開設にあたり市の職員も未経験であり、一部の避難所では防災士が現場を指導してくれる状況でした。これ以降、市の体制及び備蓄品の状況が充実し、現在の状況に至っています。本来ならば議員ご指摘のとおり、地区と連携をとって開設・運営にあたるものですが、現在、まず市職員の教育訓練を優先して実施しており、職員が避難所の開設・運営について実施できる状況になった後に地区と連携を図る予定でしたが、今年度の新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、連携訓練は中止しました。新型コロナウイルス感染症が落ち着いたら、市職員、地区の住民、飛騨市防災士会等が連携し、避難所の開設・運営ができるようすすめていきたいと思っております。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

○5番（井端浩二）

ありがとうございます。3日分、備蓄がされていると言いましたが、コンテナの中身のほうをちょっと確認をさせていただきますと、水がペットボトル720本。一応されているんですが、大人の1日必要な水としては約3リットルが必要ということでございます。

果たして、500ミリリットルの水が720本あるわけですが、それでは120人ぐらいが1日しかもたないような感じがするんですが、果たしてそれでいいのか。そしてアルファ米も、500食しか備蓄しておりません。果たして、これで何日もつのかということは、大変不安に感じるんですが、それについてはもうちょっと備蓄を増やす必要はないのか。ちょっとそれについてお尋ねさせていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

水につきましては、たしかに3リットル必要ということになっております。ただ、そ

れらは食事等を踏まえた3リットルということになっていますので、一般飲料としては基本的に2リットルということで算定をしております。また食事についても、一般的には500食等を置いておりますが、概ね来た人の200名については概ね1日分。厳密に計算すれば、2食分と半になりますけども、量等を考えて概ね1日分については、それぞれの場所で過ごしていただくというふうに考えております。それ以降、必要な場合については、最寄りの振興事務所等においてある備蓄について転用するというふうに考えております。

○5番（井端浩二）

現在コロナ禍の中で、ちょっと備蓄の一覧を見させていただきますと、マスクの備蓄が少ないようでございますが、それについてマスクの備蓄についてはどのように今後考えていくのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

危機管理課所管のマスクとしては、各コンテナ等に800枚、一応入れております。このほか、市民保健課が所管します、サージカルマスク等については、それぞれのコンテナ等に3,000枚入れております。したがって、それらを運用するようなかたちになります。

○5番（井端浩二）

ということは、普通の小学校とかにやっであるコンテナの中にはマスクはないのですね。

□危機管理監（坂田治民）

誤解がありましたけれど、各コンテナの中に危機管理課が所管しております800枚と市民保健課が持っている3,000枚入れております。これは市で10万枚持つように、一応計画をしておりますが、置き場所等の関係で各コンテナ等に分散配置というかたちにしております。

○5番（井端浩二）

今後コロナ禍の中で、今後、地震が起きたとか、そういった場合に、要は万が一、最近、緊急避難するようなことがあったときに、コロナ対策での避難計画というのはできているのでしょうか。そのへん確認させていただきます。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□危機管理監（坂田治民）

コロナ禍における対策マニュアルというのはそれぞれできております。

○5番（井端浩二）

もう1つ、ごめんなさい。古川小学校とか古川西小学校にはコンテナが1つあるんで

すが、今、古川小学校にしますと、19区と21区が避難所になっています。そういった意味で、ことしの夏に水の配給がありましたよね。それを小学校にコンテナにさせてもらえないかと言われたら断られたそうですが、それについてどうして小学校で保管できないのか。あるいは、弐之町あるいは神岡町の西里の中でも、神岡の振興事務所4階に結構備蓄品がたまっています。果たしてそれでいいのか。各町内の近くに備蓄をできるような倉庫を設置するようなことはできないのか。さっきの備蓄する計画はないと言いましたが、せめてその小学校にはコンテナを1つ増やしたりとかすれば、その町内に配布された備蓄をできるんですが、それについてはどう考えてらっしゃるでしょうか。

□危機管理監（坂田治民）

各地区においては、古川小学校みたいに多くの方が集合する方もいらっしゃいます。当然ながら、そこにある備蓄を使用していただくのも結構なんですけど、先ほど申し上げましたように、大前提として避難する方は、少なくとも最低限の水と食料は個人で準備していただいて、避難するというのを大前提としております。また、スペース等の関係でも、本来、学校については教育施設ということで、防災のスペースをそう多くとることができないという事情がありまして、コンテナに入れずにハートピア等で保管させていただいております。コンテナをなぜもともと設置したかということ、従来、各体育館等のステージの袖のところに市の備蓄品等を置いておりました。それらについて教育委員会のほうから教育の阻害になるということで何とかしてくれという苦情がありまして、それを解決するために、外にコンテナで保管を始めたというのが学校等における保管の1つの経緯であります。

○5番（井端浩二）

学校の広いスペースの中で、古川小学校においてみれば、その裏の本当に1つの、本当少しのスペースなんですけど、そこでもう1個置いたとしても、果たしてそれが学校の教育に邪魔になるとは考えにくいんですが、それについて、そういう考えでしたら仕方ないかもしれませんが、今後そのへんについてまだ考えてもらいたいということを思っています。

あと、備蓄品の今後、準備するものとして、発電機等が1個ずつやわってありますが、今後もっと発電機等も必要になると思います。今後、充電用の発電機もありますが、そういった今後、発電機以外のものでも、何か備蓄品として、今後こういったものを備蓄していかなければいけないということがあれば、もし教えてもらえればと思います。今後の備蓄品について。

□危機管理監（坂田治民）

現在の備蓄で当面過去の災害等からいって、最低限必要なものは一応入れております。ただ、今後、全国各地であるいろんな災害等を踏まえて必要なものがあれば、一応足りていきたいと思っております。当面の予定としましては、今、各学校等にマンホールトイレのほうを設置していますので、それらのトイレの備品についてはコンテナ等で今のところ

保管する予定であります。

○5番（井端浩二）

今後、万が一に備えてまたいろんな備蓄品をするものがあれば、それぞれ考えてやっていただきたいと思ひますし、また今の配給についても、また市民の方と相談をしながら、備蓄をしていただきたいと思ひますし、あるいはさっきも言ひました緊急避難所の、まず職員がやっていただいて、そのあと地域の方と連携をとってもらふという話でしたが、万一に備えてやっぱり避難所の運営については、しっかり計画をしてもらって、やっていただきたいと思ひています。そういったことを願ひまして、これで質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

〔5番 井端浩二 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、5番、井端議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩いたします。再開を午前10時25分といたします。

（ 休憩 午前10時21分 再開 午前10時25分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

それでは、休憩を解き、会議を再開いたします。次に、6番、澤議員。

〔6番 澤史朗 登壇〕

○6番（澤史朗）

議長の許可を得ましたので、一般質問させていただきます。

通告書にしたがって、一般質問をさせていただきます。大きく2つの点を今回質問させていただきますけれども、まず1つ目、公共施設の管理についてお伺いいたします。その中で、4点ございますけれども、まず1つ目は、温浴施設における観光施設と健康増進施設の違い。2つ目、飛騨かわいスキー場を観光施設からスポーツ施設へ変更する根拠。そして、飛騨市観光案内所の直営にした場合の利点。4つ目、朝開農産物直売所新築移転の課題と跡地利用。この4点についてお伺いいたしますけれども、昨日の水上議員の質問と重複する部分もあると思ひますけれどもお願いいたします。

今定例会では、公共施設に関し、新設の健康増進施設条例とスポーツ施設条例の一部改正が提案されております。平成29年3月に策定された公共施設等総合管理計画に基づいて行われていることと考へます。

市内には、5カ所の温浴施設があり、高齢者福祉施設である割石温泉を除き、ほかの

4施設は観光施設に位置づけられております。来年4月の指定管理更新にあわせて、河合町のゆうわ〜くはうすを観光施設から健康増進施設への変更。そのための新設の条例が提案されております。たしかにゆうわ〜くはうすには、小さいながらもトレーニング室がありますし、しかし、厚生労働省が認可している健康増進施設とはかけ離れておりますが。それはよいとして、市独自の健康増進施設とするその根拠は、市民利用が9割を超え、主に観光客など市外からの利用を前提とする観光施設としてはふさわしくないということだけでは少し納得できかねます。

また、市民利用が約5割のすば一ふるも指定管理更新にあわせて変更予定です。飛騨市総合政策指針の中に、観光施設については、類似施設等の廃止・転用等、施設のあり方そのものについても、地域や市民との意見交換を踏まえ、検討を進めると書いてありますが、地域や市民の意見は反映されているのでしょうか。同じ温浴施設でも設置条例の違いで担当課もさまざま、入浴料に関しても、高齢者福祉施設は低料金。健康増進施設は今までどおり。この際、入浴料を安くして、利用者を増やす工夫をする必要もあるかと考えます。

そして、心配なのが、健康増進施設での酒類の提供はふさわしいのでしょうか。条例案には、レクリエーションの普及、市民相互交流の活発化を図るためとも書かれておりますが、この条文で解釈すればよいのか不安であります。違いがないのなら、今までどおりでよいとも考えます。飛騨かわいスキー場も今回、指定管理更新にあわせて、観光施設からスポーツ施設へと変更予定ですが、その根拠を改めてご説明いただきたいと思えます。この2施設とも、観光施設から外すことによって、市内にある類似観光施設から外れることになるわけですが、そのメリットを変更根拠とともにお伺いいたします。

また、古川駅前にある飛騨市観光案内所が来年4月から業務委託等の活用ができるため直営に変更するということですが、この業務委託先が予定されているのか。また、その利点は、メリットは何か、お伺いします。現在は、濃飛乗合自動車株式会社が指定管理を受けておられ、市民利用ゼロというふうに説明書の中に書かれておりますけれども、高山までいかなくても、高速バスのチケットや通学定期を購入するなど市民も利用しております。どのような形態になるのか心配です。

そして、もう1点。朝開農産物直売所の件ですが、国交省との換地測量もあり、少しずつ道の駅への移転が進展しているようです。新築の直売所には地場産農産物を使用した加工品も販売予定のように聞いておりますし、観光案内の拠点にするとのことでもあります。商工観光部と協議を進めているのでしょうか。近隣施設や地域住民との検討会はこれからのようですが、せめて庁舎内だけでもしっかり検討していただくことを望みます。また、これは国土交通省サイドのことですが、平成24年2月24日に道の駅、高速サービスエリア、パーキングエリアの防災機能を強化として、中部地方整備局から発表されております。この中に、中部の道の駅18カ所が想定されておりますけれども、

その1つにアルプ飛騨古川が入っており、飛騨地区では、ほかに飛騨街道なぎさがあります。飛騨街道なぎさの道の駅は、高山市の指定避難場所になっておりますが、アルプ飛騨古川はハザードマップのど真ん中。飛騨市の避難場所にはなっておりません。平成24年に国交省で強化策が出されているのに、今まで手をつけておらず、急に動き出したことも疑問がありますが、10月に行った議会と市民との意見交換会でも、道の駅の場所は水害にあう場所で、防災備蓄倉庫なら同じ上町にある古川除雪センターが適地ではないかという意見もありました。

あくまでこれは国が決めることですから、いずれにせよ、防災備蓄倉庫ができるということは、平成24年に発表された道の駅の防災機能の強化の中に「道路管理者と地方自治体が連携し、災害発生時に道路利用者の一時避難場所として、非常用電源の確保や情報提供装置の整備、防災備蓄倉庫や防災用トイレの設置等、防災機能の充実を図る」とあります。ということは、危機管理課も絡んでくるのではないのでしょうか。

また、移転後の跡地問題ですが、今のところ計画はないということですが、新築移転計画が予定どおり進めば、2年後には、空き家になるということになります。近くへの大学新設の計画もあります。民間でも活用したいという話もあります。飛騨市総合政策指針には、民間への譲渡により施設の有効活用も検討するとも書かれております。あわせて跡地利用についてもお伺いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

□企画部長（岡部浩司）

私からは公共施設の管理について2点お答えさせていただきます。

まず1点目、温浴施設における観光施設と健康増進施設との違いについてお答えいたします。市有施設については、合併前に設置し20年以上経過する施設が多くございます。こうした施設は時代とともに、利用形態や利用者は大きく変化し、設置された当時に想定された目的と利用実態が明らかに異なっている施設が複数みられております。

こうした中で、今年度、市の指定管理施設48施設のうち18施設が指定管理期間の満了となり更新を行う必要がありましたので、この機会に施設の利用実態と条例の目的の乖離が大きいものについて見直しをするというのが今回の条例手直しの趣旨でございます。この見直しによる条例の新設及び改正では、施設の運営管理には大きな変更はなく市民への影響はございませんが、施設の利用実態や地域住民のご意見などを踏まえて改善を行うことで、より施設の運営管理の向上が図られると考えております。ゆうわくはうすについては、利用実態として市民利用が多く、地域でも観光施設との認識も薄い状態にあり、健康増進施設と位置づけることで、例えば、健康に配慮したサービスの提供や市民向けのイベントの開催などさまざまな工夫が考えられます。こうした内容について指定管理者の募集時に提案いただくなど、今まで以上に市民が利用しやすい施設

として施設の運営管理の向上を図ってまいりたいというふうに考えております。

続きまして、飛騨かわいスキー場を観光施設からスポーツ施設へ変更する根拠についてでございます。飛騨かわいスキー場につきましても、同様の考え方で市民利用が多く、スポーツ施設としての実態に合わせるかたちで条例改正をし、指定管理者の募集にあたっては、スポーツ振興のための提案を行っていただくなど運営管理の工夫をしながら、施設自体の魅力を高めていきたいというふうに考えております。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

私からは、3点目のご質問、飛騨市観光案内所を直営にした場合の利点について答弁をいたします。

まず、今回の駅前観光案内所の管理手法の変更につきましては、直営化した場合のメリットというよりも指定管理者制度を継続することにメリットがないことを理由とするものでございます。具体的に申し上げます、観光案内所がもともと施設使用料を徴収する施設ではないことから、民間ノウハウの活用により売り上げを伸ばし、施設管理に要する公費負担を圧縮するという指定管理者制度の効果が望めないということであり、議会の議決を経た行政処分によらずとも、私法上の契約に基づく業務委託により、同様の効果を達することができるかと判断したことによるものでございます。

今後は、光熱水費や通信運搬費については市の直接執行経費で賄い、観光案内や施設清掃、夜間警備等については、それぞれ一部業務委託として個別の事業者が発注することとなりますが、こうした管理手法の変更により施設管理経費の総額が増減することはありませんし、観光案内等の窓口業務については、これまでどおり濃飛乗合自動車株式会社への発注を想定しております。

他方で、バスチケットの販売につきましては、指定管理業務に含まれる業務ではなく、濃飛乗合自動車株式会社が自社業務の一環として行われているものですが、来年度以降もこれまでと同様に観光案内所の目的外使用許可を得たうえで、継続して実施していただけると伺っておりますので、利用者に対しても何ら影響が及ぶことはないものと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

4点目の朝開農産物直売所新築移転の課題についてお答えをします。

道の駅アルプ飛騨古川に建設を予定しております農産物直売所につきましては、地場産農産物に加えて農産物を使用した加工品を販売してまいりたいと考えております。商工観光部とは協議を行っておりますし、来年度以降は観光面でも大きなコンテンツとなる「食」の部分について、統合強化を図っていきたいという考えもあり、今以上に連携が図られるものと考えます。

また、観光面での連携に関しましては、現在の朝開町にある地場産市場ひだにおいて、従業員の方が観光客の皆様へ観光情報を提供しておりますし、三寺めぐり朝市においても、同様に観光情報を提供しております。道の駅自体が既に観光情報を伝える機能を持っておりますので、直売所を観光案内の拠点にするというわけではございませんが、道の駅アルプ飛騨古川にできる農産物直売施設においても、お客様とのコミュニケーションの一環として観光情報をお伝えし、市内店舗や飲食店を紹介することもできたらと考えております。

朝開町の跡地利用につきましては、利便性の高い場所であるだけに、さまざまな用途が想定されますが、一方で、平成19年度に市が朝開町の用地を取得した際に公有地拡大法の適用を受けていることから、その趣旨、制約等を慎重に検討しつつ、有効活用を検討してまいりたいと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○6番（澤史朗）

いくつか改めてお聞きしたいことがありますけれども、順に1つずつ。まず、ゆうわ〜くはうすについてでございますけれども、昨日の水上議員の答弁の中でもありましたけれども、今議会で新しい条例が認められれば、次に募集要項をつくっていくというお話でしたけれども、その中で満足度を高くする募集要項というようなことがありまして、先ほど岡部部長の答弁の中にもゆうわ〜くはうすでいわゆる健康に絡んだような工夫をしながら、またイベントも含めてやっていきたいということでもあります。ゆうわ〜くはうす、皆さんご存じのように、入浴施設ではありますけれども、飲食も同時に提供しております。入浴料の売り上げと飲食の売り上げ、これが大体、1対2の割合だというふうにして聞いております。いわゆる飲食のほうが、倍の売り上げがあるということでもあります。そういった点で地元の方にも幅広く、当然古川のほうからも行きますし、そういったことで利用をされております。その中で、今、市で進めている薬草プロジェクトであったり、ゆうわ〜くはうすの隣にはローズガーデンがあったりというふうで。実際に薬草湯もゆうわ〜くはうすの中にはありますし、そういったことで、この薬草プロジェクトをもとにした、何ですか、薬膳料理だとか、ローズガーデンの今食べるバラを利用するようなことを考えて進めておられますし、そういったことの提供というか、そういったこと。そうすると、さらに健康増進施設なのかなというような見方もできるしというようなことを思いますけれども、この満足度を高くする募集要項、これはあくまでも利用者の満足度を高くする募集要項がこれからつくられていくと思うんですけれど

も、実際にその管理をする側の立場に立ったときに、今までどおりと言いながら、健康増進施設、もともと河合村でつくられたときに健康増進施設の名前が既がありました。それがまた元に戻るといようなかたちになろうかと思うんですけれども、管理者側のやりやすさというか、満足度はどのような点で考えて、管理者側の運営のしやすさだとか、利用者の使い勝手のよさを含めての募集要項になろうかと思えますけれども、その点はどのようにお考えになっていますでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

今、ご質問いただきました募集要項の前に募集にあたりましてですね、まず地元の自治会長さんとかにご意見を伺ってですね、どういったものがまず必要かというところをお伺いしながらですね、そういった部分も入れていきたいと思っています。あと、そういった工夫も踏まえて、指定管理者のほうもいろんな提案をいただけることが非常にいいかと思えますけれども、その中で、やっぱりその施設の全体の魅力をアップするためのことをすればですね、後々その経営に反映していきますので、施設管理者としても後々経営状態がよくなってですね、施設管理運営しやすくなるということも想定しておりますので、そういったことも含めてですね、いい工夫をしていただいでですね、いろんな小さな工夫でも結構なんですけど、そういう細々としたものを含めてやっていただくことで改善を図っていききたいということでございます。

○6番（澤史朗）

今議会の議決を経てからその募集要項に関しては地元の方々の意見だとか現指定管理者の創意工夫というか意見を聞きながら、要綱をつくり上げていくということを理解させていただきました。ということは今まで、今の健康増進施設に変更するにあたってはその以前の住民の意見であるとかそういったことは、あまりしていなかったのかなと考えますけれども、これから慎重にやっていただきたいと考えます。

また、先ほどのスキー場に関しても魅力を高めていきたいというふうなことがありますけれども、実際、今、スキー人口も減ってはおります。ということで、スポーツ施設への変更なのかなというふうに考えますけれども。実際、我々が、今回、コロナの影響で小学校のスキー教室、これも各学年1回だけというような予定のようです。スキー場の売り上げというのは結構、ある意味持ちつ持たれつですけれども、小学校のスキー教室というのは大きなウエイトを占めております。それが1月中に予定されているみたいですが、それが流れると2月に予備日がありますが、何とかうまくやってほしいなど。

そして、ここもキューピットハウスというロッジがあります。ここの売り上げも非常に重要です。指定管理料の中にはこのロッジですとか、ロッジの指定管理というものは、これはあくまでもそれはロッジというものは、スポーツ施設でいいながらも観光施設だ

と思いますので、そこの指定管理料の査定はゼロ円になっておりますけれども。そういったことで、スキー場を訪れる方、これは必ず、必ずとは言えませんが、ロッジを利用される。そのへんの工夫も、今後またさらに必要なのか、今までどおりでいいのか。そのへんの考え方、スポーツ施設となると、観光施設でなくなるので、やっぱりそっちの売り上げというよりもいわゆるスポーツのほうをメインに考えていけばいい施設であるのかなというふうにちょっと考えてしまいますけれども。

そのへんの営業努力をする部分というのは、やはりその飲食の部分というのは管理者側にとっては営業努力をすればそれだけ伸びる。リフト利用は、これは入場者がいなければ、利用者がいなければ、その数によってはじき出される。

ただし、飲食のほうは、利用者の数じゃなくて、客単価というか、それによって伸びが違ってきますので、そのへんのところを、決められた指定管理料の中で運営していくために先ほどゆうわ〜くはうすも含めてですけれども、そういった飲食での伸びというのが、管理者を最終的には支えていくというか、利益を出す部分かと思いますけれども、そのへんは今の施設を変更することによって、制約ではないですけれども自由にやってくださいというふうなのか。それでよろしいのでしょうか。そこだけちょっと確認をさせていただきますと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□企画部長（岡部浩司）

今回のですね、条例の新設と改正でございますけれども、これも大きな方向性を示したということではございますけれども、これからの内容について詳細についてはですね、募集したうえで指定管理者と調整していくとかたちになりますので、まだ具体的な内容というのはほとんど詰まってないという状況ですけども。ただその中で、やっぱり健康増進というところに少しターゲットを絞っていただきたいとかですね、スポーツのほうにターゲットを向けていただきたいということで、少しターゲットが変わってくるのかなというところがありますので、そういったところで利益を上げていただくことができればですね、非常によろしいかと思っておりますので、そういった提案をいただきたいというところがございます。

○6番（澤史朗）

これから公募ということなので、現在の指定管理者がそのまま指定管理を引き継ぐかどうか、これは公募の結果なのでわかりませんが、いずれにせよ、管理者側というか、その施設が変わることによって、また別の制約ができるようなかたちにならないように。そしてまた健康増進施設やスポーツ施設ということで、その飲食の部分については、目的外利用であるとか、そういったことの起きないように要綱で進めていただきたいと思っております。

では、駅前の観光案内所についてお伺いいたしますけれども、今のところの予定では、

現行どおりの濃飛さんに業務委託をするのかなというようにお話を聞いて、ちょっと利用者側としては、一部ほっとしております。先ほどの答弁の中で水道光熱費は、市が持ち、いわゆるあそこのいわゆる観光案内所としての部分を業務委託をすると。

そして、今定期券の販売だとかそういったのは、目的外使用として、まず申請をしてもらってやると。そのへんの手数料はどうなのかちょっとわかりませんが。その中で指定管理料の金額は変わらないという話をされましたけれども、これ、水道光熱費を市で持つのなら、その分は減るんじゃないんでしょうか。確認させてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

水道光熱費もそうでございますし、今、指定管理者を通じて業務を行っていただいております清掃管理、あと警備管理につきましても、市が直営することになるかと思っております。そうした中で、今まで指定管理者を通じて、そういう業務を行っていただいておりますけれども、水道光熱費も含めて、いわゆる、その部分につきましては、市の経費になりますので、案内業務への委託部分につきましては、当然、濃飛さんのほうに委託するわけでございますので、その部分につきましてはまた減額になってくるのかなということを考えております。

○6番（澤史朗）

わかりました。全体としての金額は変わらないという解釈でよろしいんですね。

では、農産物直売所でございますけれども、ことしの3月にも質問をさせていただいておりますけれども。最初の質問の中で、今、国土交通省との替地をして、そこに新しく農産物直売所をつくるという計画のもと進められておりますけれども、その中で質問の中で、あそこに防災備蓄倉庫というのが、適切なかどうかということが、いろいろと話を聞く中で出てきました。そのことについての答弁がなかったんですけども、その点は農林部としては、どのようなお考えをお持ちでしょうか。あくまでも国のことなのでノータッチなのか。どうなのかをお伺いできればありがたいです。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

農林部長にお答えさせるのも答えられないと思いますので。基本的には国交省のご判断ですし、道の駅の機能強化というのは、国に要望に行ったりする議論の中でもよく出てくる話なので、その中で決まってくる話です。具体的に何をどういうかたちで使われるのかを詳細に聞いているわけでもありませんし、我々が関与すべき話でもありませんので、ここでそれを議論する、意見を述べるというのも必ずしも適切ではないのではないかと考えております。ただ、何ができるかの中身に応じてですね、有効な市としての連携というのを考えていくことになろうと思いますから、今後また高山国道事務所

とは非常に緊密に常に連携をとっておりますので、その中でいろんな議論をしていくということになろうかと思えます。

○6番（澤史朗）

今の質問は、国のことが絡んでいますので、なかなか難しい。ただし、あそこの道の駅は飛騨市の一時避難所にもなっていないということだけは明らかですので、その中で市側の提案として意見を聞かれた場合にどうだったのかなという疑問は残りますけれども。

それはさておき、跡地の問題ですけれども、先ほど部長答弁で今後、あの土地全体を取得したときのいわゆる公有地拡大法の制約があるので、すぐどうのこうのということとはできないんだという答弁だったかと思えます。

そうすると、そこは産業振興施設というようなことで土地を取得されているかと思うんですけども。実際にあそこが何も利用されないで、あのままの状態で残るのは、非常に残念な気がいたします。

そんなことを考えると、やはり何ていうのですか。3月の質問の答弁の中にも、いわゆる新築移転に関しては、いわゆる市民利用を中心に考えた移転であるということ聞いております。

あそこの利用者、いわゆる買いに来る人たち、そして、農産物を納める納入者の方がやはり一番、適切というか、一番いい方法、利便性が高くて、一番いい方法が、せっかく今新築をするのであれば、今の建物自体がもう耐用年数を過ぎて、今の状態で長く使い続けることはできないということは理解しておりますし、そういった市民利用を第一に考えるのであれば、やはり現時点、現地ですね、現在のところで建て替えをして、それなりの規模で、規模感で新しくされるのが、いいかというふうにして考えますけれども、いずれにしろ、今、進めておられます。先ほど質問の中でも言いましたけれども、しっかりと庁舎内の他部署との連携も図りながら、進めていただきたいと思えます。

そして、住民の意見、そして、現指定管理者がいらっしゃいますけれども、そういう指定管理者の中でも、いわゆる経営サイドとそして現場のサイド、そしてさらには、そこへ納入する方々、いろんな方が絡んでみえます。そういったことを総合的に考えてしっかりと協議をしていただきたいと思えます。

それでは、2つ目の質問に移ります。

また、少し言い忘れました。先ほど来からの今の新設条例そして一部条例の改正は、総務常任委員会のほうでしっかりと議論をされると思えますので、残念ながら私、総務常任委員会じゃないので、ここであえて質問させていただきましたけれども、あとは総務常任委員会のほうへしっかりと議論していただくようお願いをしておきます。

それでは、2つ目の質問でございます。コロナとともに生きる地域活動支援補助金についてお伺いいたします。コロナ対策として、各地区の公民館等における活動支援として補助金を設定しました。ハード対策としてのアクリル板や児童消毒器等の設置は、1

0月30日で締め切られましたけれども、その利用実績はどのようになっていますでしょうか。このハード対策を施したうえでのソフト事業。懇親会等の飲食補助の申請状況をお伺いいたします。市民の中には、申請に手間がかかり、厄介だという声もあり、とくに行政書類申請に慣れていない方には面倒なものと感じるかもしれません。せつかく市内経済の活性化を図ろうという施策も利用される方が少ないのでは残念です。

今、コロナ第3波がきていると言われております。大人数での飲食が控えられており、とくに高齢者や女性は敏感です。この活動支援補助金は、来年3月31日までとなっておりますが、これを延長するお考えはないか。お尋ねいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 登壇〕

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

それでは、①地区集会施設等の感染防止対策支援制度の利用実績について及び②地域活動支援補助金の延長は考えられるのかにつきましては、関連がありますので一括してお答えさせていただきます。

当初、地区集会施設等の感染防止対策支援制度の期限につきましては、早期に整備していただくことを願い、10月末としておりましたが、非接触型の温度計やアルコール噴霧器等が全国的に品不足状態に陥り、期限内の納品が困難となったことから、期限を年度末まで延長することとし、10月22日付の「新型コロナウイルス感染症対策（第8弾）」などで告知しているところでございます。

なお、本制度の利用実績数につきましては、12月8日現在で73件あり、対象施設の約74パーセントに相当するものでございます。また、未申請の自治会長等につきましては、10月と11月の2回、案内文書を再送付し、実施率の向上に努めております。

次に、地域活動支援補助制度の申請数でございますが、これも同じく、12月8日現在で33件となります。懇親会の料理や飲み物の持ち帰りも対象として制度の活用を促しているところでございますが、コロナ禍の中で大人数を寄せての会合や飲食は控えるというマインドが広く浸透し、一旦冷え込んだ気運を変えることは難しいのが現状でございます。

また、補助金申請書類の作成が面倒、わかりづらいなどの声があることにつきましては、記入見本の同封や各町公民館の窓口にて申請をサポートするなどの対応をとっているところであり、申請数の増加につながっているものと捉えておるところでございます。

最後に地域活動支援補助制度の次年度延長につきましては、今年度の実施効果を検証したうえで、今後の新型コロナウイルスの感染状況や国・県の動向並びに市内の地域活動の状況等を踏まえて判断してまいりたいと考えています。

〔教育委員会事務局長 谷尻孝之 着席〕

○6番（澤史朗）

10月30日でいわゆるハード部分のハード対策の部分が最初は、当初は、その期限が10月30日だったんですけども、これが年度末というふうに、いわゆる来年3月31日までということですね。今のいわゆる飲食等の補助金と同じ時期になったということですね。

この通告書をつくるときですね、11月30日かな、ホームページを見ると、ホームページにはまだ10月30日までというふうになっていました。それで、こうやって書いたんですけども。そのあと聞くと延期をしたんですという話だったんですが。それでこれは公民館等ですから、関係者が限られているので、そこだけに告知をして、今のお話、10月と11月に再送付をして、申請をして、促すように、やるように促していただきましたということ。ただし、ちょっとそのへんのところが対象者だけには行き渡っていたのかだけ、ちょっと確認をさせていただきます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

先ほども申しましたとおり、未申請の地区につきましては、それぞれですね、案内のほうを再送付、2回ほどさせていただいて、徹底していますので、関係者の方にはご連絡させていただいているという認識でおります。

○6番（澤史朗）

先ほど利用実績というか、件数を聞いたら、意外と多いのかなと。多く利用されているのかなというふうにして感じました。ただし、飲食は今の答弁の中にもあったように、どうしてもまだみんなで集まって、懇親会をするという雰囲気にはなかなかなくてこないで、まだ利用数が少ないということでしたけれども、先ほどの申請書に関しても、申請書自体は、1枚のものですけども、その添付書類が結構あるんですね。最初のハードですとこういったものを見積書だとか。そして、それを出します。そして、設置しました。いわゆる安心コーディネーターという制度を今つくられておりますので、そのチェックが必要かと思えます。そして、次の利用段階として飲食の利用段階としてまた同じように申請書を出して、いわゆる予算書じゃないですけども、そういったものをつけて出すという。結局、その飲食までもっていくために3つのステップを踏まなきゃいけないというかたちなんですけども。1つ、2つというか、3つ目はちょっと違いますので。その1つ目、2つ目の安心コーディネーターのところまでというのは、最初の申請でそこまでくっつくかたちになっているんでしょうか。ちょっと確認させてください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

申請につきましては、一番、最初にやはりどうしてもものが対象になるかならないかという判断もありますので、やはり見積もりというか、こういったものを購入するとい

うようなことを1回相談していただいて、その中で、それなら対象になりますということ。後になって、それが対象にならなかつたりということでも、また具合悪いものですから。ですので、そういったかたちでまず見積もり等をとっていただいているということがあります。一方で、やはりそれがしっかりとしたものもそうですし、場合によっては換気扇の改修ということもあるんですけども、そういったことがしっかりとその感染防止に資するということも、なっているのかということもあって今のコーディネーターということもあろうかと思えます。いずれにしましてもそこらへん、再度ですね、もしどれだけでも短縮というかですね、そういうことができるとするなら、改善させていただきたいということを考えています。

○6番（澤史朗）

いずれにしろ、今の公民館利用に関しても最初の質問でありました公共施設のあり方についても、市民に直接関わることでございますので、いわゆる市民が利用しやすいようなかたちを考えて行っていただきたいと考えます。

以上で質問を終わります。

〔6番 澤史朗 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、6番、澤議員の一般質問を終わります。次に、午後に予定しております7番、住田議員の一般質問を行います。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで暫時休憩といたします。再開を、午前11時15分といたします。

（ 休憩 午前11時11分 再開 午前11時17分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。

引き続き、一般質問を行います。7番、住田議員。

〔7番 住田清美 登壇〕

○7番（住田清美）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、一般質問させていただきたいと思えます。

今回は、大きく2つの質問をさせていただきます。まず、はじめに、森林整備と森林環境譲与税の活用についてお尋ねいたします。現在、市の森林の7割を占める広葉樹の持続可能な活用を目指す広葉樹のまちづくりを展開中ですが、昨年度から森林環境譲与

税が活用できるようになりました。森林環境譲与税は、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に必要な森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的として創設された森林環境税を財源として、先行して譲与が始まったものです。初年度となる令和元年度は、約2,300万円が交付され、使い道は、市役所応接室の木質化、広葉樹まちづくり円卓会議運営、観光造林地持分買取事業、基金積立等となっています。今後も交付額は増えていくと思われ、森林整備が進むことを期待しますが、中長期的な戦略が必要ではないでしょうか。

そこで、森林整備と森林環境税の活用について次の点をお尋ねします。1点目、今年度の森林環境譲与税の使途と今後の展望についてです。今年度、森林環境譲与税は、約4,900万円と昨年の倍ほどが交付される予定ですが、どのような森林整備に使われるのでしょうか。令和元年度は、直接、森林施業につながる事業が見当たらなかったように思いますが、今年度の整備と今後の計画についてお聞かせください。

2点目は、林業従事者の育成についてです。試算によりますと、今後、森林環境譲与税は増えて、令和4年度には約6,400万円。令和6年度には7,800万円が飛騨市に交付される予定となっています。森林整備に使われることはありがたいことなのですが、果たして事業をこなしていく林業従事者の方は大丈夫なのでしょうか。

飛騨市の林業就業者は約100名です。事業費が確保されても、施業する方がみえなければ、森林整備が進みません。林業従事者の育成についてはどのように考えておみえでしょうか。3点目。多様な分野の活用についてです。森林環境譲与税は、森林整備に活用することはもちろんですが、人材育成、担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備及びその促進に関する費用にも使うことができます。使い道は、公表が義務づけられていますが、各自治体で知恵を絞りながら、多様な分野に活用することができます。令和元年度に実施された市役所応接室の木質化などもその例だと思います。飛騨市独自の活用としてどのようなことを考えておみえでしょうか。また、折に触れ提案しております、生まれて初めて木に触れる出会いとして、新生児に木のおもちゃ進呈をぜひ、森林環境譲与税を活用して実現させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

そして、最後4点目には、高野千本桜夢公園整備についてお尋ねします。古川町高野地区には、元古川スキー場のレガシーを心に刻むべく、地元有志の皆さんが山桜の植樹を始められ、600本を超える桜の里があります。近年は、市民の皆さんの協力も得て、1,000本まで植えようというプロジェクトになり、10月25日には、今年度として30本の植樹を行いました。それに先立ち、10月10日と11日には、千本桜夢公園の活用を検討する地域検討会と森林インストラクターによる森林散策、グリーンウッドワークが行われ、大勢の参加がありました。中でも、活用策については、星空観察がいいね。キャンプもしたいね。コンサートもいいかもなど夢のある提案がなされ、そのためには水やトイレ、道路整備、獣害対策など環境整備も必要だという意見もありまし

た。市としては、この地域検討会の意見をどのように捉え、今後の整備につなげていくのかお尋ねします。また、整備にあたっては、森林環境譲与税は財源となるのかもあわせてお尋ねしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

最初に今年度の森林環境譲与税の使途と今後の展望についてお答えします。令和元年度から譲与が始まった森林環境譲与税は、森林整備のほか森林整備の推進に資する経費、具体的には人材の育成及び確保、森林の公益的機能に関する普及啓発、木材の利用促進などに充てることができることとされています。

今年度は、手入れが行き届いていない森林の整備を進めるべく、法に定める森林所有者への経営意向調査等の実施に向けて、現在準備を進めているところです。

また、並行して飛騨市森林組合や飛騨市林政アドバイザーなどと連携し、長い期間整備が実施されていない森林の調査及び洗い出しを行い、林業経営に適した森林であるかを総合的に判断し、それらのリスト化を行いました。

これらを踏まえ、来年度は林業経営に適した森林については飛騨市森林集約化推進協議会による森林の集約化を進め、森林経営に適さない森林については森林経営管理法に基づく整備を市が主体となって実施することとしております。

令和4年度以降につきましても、この考え方、手法を基本としながら、飛騨市の森林整備を進めてまいります。

次に2点目の林業従事者の育成についてお答えします。

まず、議員ご指摘の林業就業者数、約100名という数字につきましては、国勢調査における数値であり、実際に伐倒などの森林整備作業を行う技術者以外の事務職の方も含んだ数字と考えられます。

飛騨市における森林技術者数としては、県の森林・林業統計書によれば、平成30年度の飛騨市内の林業事業体は5社、森林技術者は合計38人となっています。内訳を申し上げますと、飛騨市森林組合が23人で60パーセントを占め、そのほかの事業体で15人となっています。

しかしながら、平成25年度からの推移を見ますと、市内林業事業体は5社減っており、森林技術者数は23人減少しています。飛騨市森林組合においては、令和元年度に6名、今年度は1名が新たに就職されるなど活発な採用活動は行われておりますが、少子化の流れも踏まえ、人材確保は喫緊の課題であると認識しております。

このため、市では昨年度、岐阜県立森林文化アカデミーと人材育成を含む連携協定を締結し、森林技術者を目指してアカデミーに入学する学生に対し、修学資金貸付及び返還免除制度を創設したところです。

今後は、現在、飛騨市が推進する「広葉樹のまちづくり」への来訪者増加の機会も活用しながら、積極的に市内、市外への情報発信に努め、中長期的な人材確保に努めてまいりたいと考えております。

3点目の多様な分野の活用についてお答えします。

議員ご指摘のとおり、森林環境譲与税は森林整備のみならず、普及啓発や木材利用の促進などにも充てることができるため、林業分野に限らず幅広い分野で活用が可能と考えています。

現在飛騨市では、主に広葉樹のまちづくりに対して積極的に譲与税を充当しており、今年度は「広葉樹のまちづくり学校」、「広葉樹のまちづくりツアー」、「小径広葉樹のサプライチェーン構築の推進」などの事業を実施しています。また、昨年度実施した市役所応接室の木質化事業は、林野庁作成の活用事例集にも紹介されています。

来年度は、譲与税創設の最大の目的である森林整備を主軸としながら、並行して引き続き広葉樹のまちづくりにも積極的に活用してまいりたいと考えています。

その他の多様な分野への活用につきましては、広葉樹のまちづくりの中であらゆる分野において市民の生の声をお聞きし、新生児への「木のおもちゃ」の贈呈、いわゆるウッドスタート事業の実施も含めて、その必要性について改めて検討してまいります。

最後に、4点目の高野千本桜夢公園整備についてお答えします。

ことし秋に高野千本桜夢公園において開催しました活用検討会、ワークショップには、あいにくの雨天であった第1回目も含め、お子さん連れのご家族など多数の方にご参加いただきました。

検討会では、参加者の皆さんからさまざまなご意見、示唆をいただいたと同時に「こんな場所があるとは知らなかった」という声が大変多く聞かれました。

今後は、こうした課題や検討会でいただいた意見を踏まえ、まずは公園の具体的な活用方法がイメージできるさまざまなワークショップを企画・開催し、取り組みの応援者やファンを増やしてまいります。

公園の環境整備につきましては、参加者の皆さんからご要望のあった園内管理道の舗装やトイレの建設などについては譲与税を充てることができないため、譲与税以外の財源の有無について情報収集に努めます。また、ウッドチップの敷設や階段の設置などについては、近年よく耳にするセルフビルドの手法で実施することも検討していきたいと考えています。

一方、ヤマザクラの植樹や今年度一部開設した遊歩道の延長などには譲与税の活用が可能であるため、まずはこうした事業から確実に実施してまいりたいと考えています。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○7番（住田清美）

きのうから農に関しては質問もたくさんありまして、農地の集約化という言葉を目にしているところですが、今、答弁の中でも、1つ目の答弁の中に、林業も森林

も集約化という話を今、聞かせていただきました。農地の集約化というと、やっぱりある程度広く面積をとったりとかというイメージがあるんですが、森林の集約化というのは、先ほど何かこう、森林に適さないところと適すところをしっかりと区別するというような感じだったと思うのですが、そういうその広く面積をとるんじゃないで、本当に森としていかすところとそうじゃないところの仕分けをするというような意味合いでよかったんでしょうか。

□農林部長（青垣俊司）

集約化については、議員今、おっしゃられたように、広くとるんじゃないで、その中の内訳といいますか、これをいろいろ仕分けをして、森林整備に適したところを集めていくといった格好の集約化ということになっています。

○7番（住田清美）

そのために本当に農地もそうですけど、森林も多分後継者がしっかりとしていないと森が守れていけないんじゃないかと思っていますので、今年度から経営意向調査等もされるということで、森の整備につながっていくと思うんですけど。私ちょっと素朴な質問なんですけど、飛騨市って広葉樹が多いじゃないですか。森林の70パーセント以上が広葉樹。針葉樹というと、杉とか松ですと間伐をして森をいかしていくというようなイメージがあるんですが、広葉樹の場合は、間伐をするという必要性についてはどんな感じなんでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

間伐ですが、広葉樹だけでなく針葉樹も混ざったような森林もございますし、今年度ですと黒内のほうでモデル林ということで実施をしておりますが、そういった中で試験的にいろんな間伐を行っていきまして、どういった間伐が適当であるかといったことを今、実際に実施しながらやっているところです。

○7番（住田清美）

手入れのことについてもお尋ねしましたがけれど、森をしっかりと守っていくためには、やっぱりそこを施業してくださる方がいないと話が進んでいけないと思います。先ほどお伺いしたら、私、林業従事者100名というのは、さっきおっしゃったように、国勢調査なりの調査でしたので、やっぱり事務職の方も入っているということで。実際、38名。38名で、この飛騨市全体の90パーセントを占めている森林を今後維持してもらわなくちゃいけないということにちょっと今、非常にショックを受けたところなんです。

やっぱり、これもしっかりと後継者育成なりしていかないと、飛騨市の森林は守られていけないということで、今年度から県営の森林文化アカデミーと協定を結ばれて、修学制度、奨学金制度というようなものも創設されてありますけれど、現在のところ、

こちらの利用実績、今後の利用、実績予定というようなものはございますでしょうか。実績はありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今年度県の森林文化アカデミーのほうで学ばれます方ということで予定をしていますが、ちょっと実数につきましてはちょっと把握していません。申しわけありません。

○7番（住田清美）

後継者育成ということで、そういう奨学金・修学金のこともありますけれど、やっぱり今ある林業従事者をしっかりと守っていく施策も必要ではないかと思うんですけど、こういった林業についてアピールしていくという場も必要かと思えますし、せっかくこの飛騨市は山に囲まれた中にありますので、小さな子どものうちから森林教育というものも必要ではないかと思っています。

森が大事なこと、せっかくこういうところに生まれたのだから、そういうことをしっかり何か小さい子どものうちからやっていくのがいいんじゃないかと思っています。

きのうの新聞で、県の森林文化アカデミーで木育交流会をされたということで、木に親しむ、森に親しむ、そういう取り組みを事例を発表される場もあったりして、保育園が連携して森で遊ぶ楽しさを教わったりとか、子どもたちが木育について、身近なものに感じるというようなことも必要かと思えますので、こういう子どもたちに対する木の、森の大切さ、それから実際森に入って体験をしていくというようなことについては、担当が教育委員会になるかもしれないんですけど、子どもたちに対する森林教育というような点については、何か森林環境譲与税のソフト部分が使えるのなら、そういったことについても今後展開していくようなことを望んでいます、いかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

私からちょっとお答えします。子どものころから、まず山に親しむというか、木に親しむというときに飛騨市はすごく優位性があると思っていまして、広葉樹が豊かで今、広葉樹の森づくりをやっているものですから広葉樹は非常に樹種が違いまして、それぞれ楽しめる度合いが違ったり、葉っぱでもにおいが違ったり、いろいろ楽しみ方があって。今ヒダクマのあたりのいろんな取り組みでもですね、そうしたさまざまな木に親しむみたいなことを取り組みとしてベースが結構できてきていますので、それを今子どもの部分の視点、まだ決して熱くはないので、そのあたりをぶ厚くしながらやっていくのも1つかなと思います。

それからさっきの森林技術者の育成でいきますと、実際の山の中の森林施業のですね、イメージをやっぱりしっかり持ってもらうことが大事じゃないかと思っていまして。何

となく森林施業というですね、こう、きこりの世界ですね、斧をもってカンカンとやっているようなイメージがあるんですが、実際にはですね、高性能林業機械のオペレーターでありますので、現場を私も何回か見に行っていますけど、一町歩くらいの山の海拔を2人でやるんですね、実際には。ですから非常にオペレーションとしてですね、高度な技術がいりますし、また今いろんな防護の服なんかもすごくカッコいいものになっていて、森林現場で働くというのはすごくカッコいい仕事だっというイメージがもてるようになっていまして。市の商工のほうですね、いろんな働く場のガイドなんかもそういったところ写真で見せたりしているんですけども、そうしたカッコよさとかオペレーターなんだというようなところのイメージなんかも見せていく。それと並行して今おっしゃったような、木に親しんでもらうってところを段階的に年齢に応じてですね、やっていくというようなことも非常に大事なかなと思いますので、そのへん工夫研究しながら進めていきたいと思っています。

○7番（住田清美）

今、市長がおっしゃったように林業に携わる人のイメージは全然今、違っていて、私たち議会も昨年でしたか、施業の場を見せていただいたんですが、大きな木を本当に機械ががっちり掴んで切って、枝もバリバリとやって、全然チョンチョンチョンと切ってしまう。そういうようなすごい技術の高さを見させていただきましたので、そういうのを子どもに見させるとまた林業に対する見方も違ってくるのかなと思いますので、ぜひ、森林教育というところにもまた力を入れていただきたいと思ひますし、同じく新生児への木のおもちゃ。すいません、言い続けておりますけれど。せっかくその難しいおもちゃじゃなくていいんです。本当に木に親しむ、今、子育て支援センターに行きますと、木育の関係のコーナーもありまして木のおもちゃが、本当に丸い玉ですとか、棒だけで子どもたちが楽しんで遊んでいますので、プラスチックの冷たいものじゃなくて、木のぬくもりのあるあたたかいものを最初に触れるおもちゃとしてぜひ飛騨市として検討していただきたいと思ひます。

それから高野の千本桜です。本当に地元住民の方の熱意でここまで植わりました。植樹も、小さな苗木ではなくて、4メートルほどのすごい長い大きな木を植えますので、運がよければもう次の年、花を咲かせてくれます。自分が植えた花が、苗が山の中の一つの存在として、これから成長していくという未来あるプロジェクトではあります。先ほど聞いたら林道のトイレとか道の舗装は環境譲与税の対象にならないということでしたが、またぜひ、いい補助的なものを見つけていただいて、せっかくのところですので、私、上までベビーカーを押しながらでも上がれるような環境整備もしっかりしていただいて、そしてまた多くの市民の皆さんに携わっていただいて、飛騨市の森として、また成長させていただきたいと思ひますし、子どもの今後の成長のためにもぜひ、飛騨市の森をいかした教育づくり、森林づくりをしていただきたいと思ひしております。

今、子どもの話が出ましたので、次、子どもに関する質問を用意しておりますので、

次に進めさせていただきます。2つ目の質問は、コロナ禍における産後うつの対応についてお尋ねしたいと思います。

少子化の影響は、出生数の数にもあらわれておりまして、近年は飛騨市内で1年間に生まれる赤ちゃんは100人ほどです。縁あって飛騨市に生まれてくれた子の命を大切に育むと同時に母親への支援も重要になってきます。ただでさえ、出産には不安が伴うものですが、今回は新型コロナウイルスの影響で、立ち会い出産や里帰り出産、周りのサポートが制限される中、心細かったと思います。WHO（世界保健機関）の調査では、出産後1年未満の10パーセントほどが産後うつを発症するとして、注意を呼びかけてきましたが、コロナ禍の中では、ほぼ4人に1人が産後うつを発症し、そのうち3分の2は、自分が危険な状態であることが認識できていないという調査結果もあります。妊産婦のうつ病は、体調や生活リズムなどが大きく変化することなどで起きていると言われ、不眠や食欲の低下、興味や喜びなどの感情喪失や母親としての責務が果たせていないなど、自責の念にかられるなど、そんな症状もあらわれるといわれています。症状が顕著でなくても、ゆっくり眠りたい。上の子の面倒を見てもらいたい。家事のサポートをお願いしたい。誰かに悩みを聞いてもらいたいなどの思いは、誰もが抱くことと思います。飛騨市では、産前産後ママプロジェクトとして、産後ケア助成事業、子育て支援ヘルパー派遣事業、乳児託児など各種の助成事業を掲げていますが、ママたちのSOSに気づくべく、コロナ禍での対応はさらに心配りされているのか、お尋ねしたいと思います。

1つ目、産後ケア助成事業の認定基準についてです。産後のお母さんと赤ちゃんの心身のケアと育児不安の解消のため、宿泊型やデイサービス型、助産師による家庭訪問型の産後ケアが受けられるようになっています。人と人との接触が制限されるコロナ禍の中で、どのようにSOSをキャッチされているのでしょうか。

また、助成金を利用する場合には、市が必要と認めた場合となっています。どのような流れと基準で認定されるのでしょうか。

2番目に助成内容の見直しについてお尋ねします。この助成の対象は、生後4ヶ月までの子をもつ保護者となっています。産後うつの調査では、生後1年未満を調査しています。産後すぐは困り度も大きいと思いますが、赤ちゃんには個性があり一様ではありません。夜泣きが始まる。昼夜逆転になる。旦那さんの帰りが遅く、ワンオペでの育児になるなど月齢とともに増える悩みもあります。対象期間を生後1年未満くらいまで引き上げてもらってはいかがでしょうか。

また、助成額は、現在7割で、自己負担が3割です。しかし、宿泊型を利用した場合、1泊1万円程度の自己負担となり、複数日を利用することは難しいのではないかと思います。退院後体調が思わしくない。家に帰っても赤ちゃんが泣いて眠れない。サポートしてくれる人がいないなど産後うつにつながりかねないとき宿泊型で複数日ケアしてもらっただけで、随分育児が楽になると思います。訪問型で寄り添ってもらっただけで、育児

に自信が持てるようになると思われます。とくにコロナ禍で、閉じこもりがちな親子には誰かのサポートが得られる貴重な制度だと思います。助成額の見直しをしていただいて、困ったら気軽に利用してもらおうような制度に構築してはいかがでしょうか。

そして、3点目は、ママサロンの運営についてです。妊娠中から出産後のママたちを支援するため、助産師の協力のもと、ママサロンまるん、また、にこにこ交流会があり、小さい子をもつ保護者に寄り添う場となっています。古川会場はハートピアの2階で、今年度7月からは、神岡会場でも子育て支援センターで始まり、多くの親子さんが集っています。じゃあ、河合・宮川のママたちはどうしているのでしょうか。古川会場まで足を運んでいるのなら、月齢の小さい子を連れての移動は大変かと思います。ぜひ、河合・宮川地区でも開催いただき、産後うつの解消とママたちの交流の場となるよう、会場の拡充をしていただきたいと思いますがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、1点目の産後ケア助成事業の認定基準についてお答えをいたします。産後ケア事業の対象は、国のガイドラインにおいて「産後に心身の不調又は育児不安等がある者、その他特に支援が必要と認められる者」とされていますが、具体的な基準は示されていませんので、市が必要と認める方に利用していただいています。

市の母子保健事業の体制として、保健師が母子手帳交付時より全妊婦に対して、訪問、面接等に関わることができ、母子の健康状態のほか育児環境を含めて支援が必要な方の把握ができる状況にあります。また、産前・産後に母親に関わる地域の助産師や医療機関とも連携がとれており、情報共有ができています。

利用にあたりましては、母親と相談のうえ、保健師が産後ケアも含め、必要な支援を組み合わせる個別プランを作成しますが、利用するサービスに不足がないよう、子育て応援課と一緒に決定しています。

今般のコロナ禍においても、基本的な感染対策を徹底し、市民病院の中林先生にアドバイスをいただきながら、ママサロン、母子手帳交付等、概ね通常どおり実施しています。また緊急事態宣言中、やむを得ず中止した事業についても、助産師の協力を得ながら電話でのお声掛けを実施し、支援が必要な母子の状態の把握に努めました。

今後も関係各課のみでなく、地域の助産師や医療機関と連携し妊娠中から切れ目のない子育て支援を行っていきたいと思います。

次に2点目、助成内容の見直しについてお答えをいたします。平成29年8月に策定された国の産後ケア事業ガイドラインの中で、産後ケアは、出産直後から産後4ヶ月ごろまでの時期が対象とされています。このガイドラインにしたがい、現在、産後ケアの対象者は原則として産後4ヶ月以内の産婦及び新生児としていますが、支援が必要と認

められる場合には、当然、対象者として運用します。実際に産後5ヶ月以上で産後ケアを利用された方もいらっしゃいます。

令和元年12月に公布された「母子保健法の一部を改正する法律」において、産後ケアが市町村の努力義務とされ、出産後1年以内の母親とその子を対象として改正され、令和3年4月から施行される予定です。今回の母子保健法の改正にあわせ要綱を改正します。

県下に先駆けて産後ケア費用の助成事業を実施したため、参考となる基準がなく、助成額については、医療費の自己負担割合と同様に3割負担と設定し、市民税非課税世帯等については無料としました。議員ご指摘のとおり、宿泊型産後ケアを1週間利用すると、6万円ほどと非常に高額な自己負担が必要となります。

現在では、県内における産後ケア費用助成事業実施市町村も増加しており、負担割合は1割から5割程度となっておりますので、来年度につきましては1割程度の自己負担にする方向で検討しているところです。

次に3点目、ママサロンの運営についてお答えをいたします。令和元年6月から古川町で開始した「にこにこルーム まるん」には、多くの妊婦や母子が参加され、好評の声をいただいております。また、妊娠中に参加された方が、産後お子さんとともに再び参加されるなど、産前産後の切れ目のない支援につながる重要な場となっております。

このような状況の中で、神岡町在住の方から「参加したいが、遠方のため難しい。神岡でも行ってもらいたい」という意見をいただき、今年度6月より神岡子育て支援センターで「おでかけまるん」として開始しました。

また、河合・宮川町の方は古川町の「にこにこルーム まるん」に参加されていましたが、議員ご指摘のとおり、河合や宮川でも行ってもらいたいという要望もありますので、現在、河合・宮川子育て支援センターと協議し、来年度から「おでかけまるん」として実施ができるよう調整しているところです。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○7番（住田清美）

ただいま答弁をいただきましたが、今飛騨市に誕生する赤ちゃん100人ですから、100人の母親がそこで誕生するわけです。昔と違って子育て環境も随分変わってきました。

私が初めて母親になったころ、三十数年前ですけど、まだまだ3世代同居といえますか、おじいちゃん、おばあちゃんとの同居もあったものですから、いろんな知恵も借りられましたし、私の場合は実家も近かったものですからたくさんの方の手助けをいただいたんですが、今は、本当に母親というか核家族も進んでいますので、本当に母親と赤ちゃんが生まれたらすぐにもう一緒にこの2人だけで生活しなければいけないというような環境になっています。

それで、その出産後、何が本当に必要なのかっていうと睡眠です。これは記事にもな

っていましたが。本当に眠りたい、睡眠がほしいというのが産後すぐのママたちの悩みだと思います。そういうときに誰か2時間でもいい、この子をちょっと抱いておいてもらいたい、守りをしとってもらいたいというような願いがあると思います。

そういったことで、この産後のママプロジェクトができてきたと思います。本当にありがたい制度で、最初に聞いた認定基準に聞いたときには「市が必要と認めた場合」と書いてありましたので、必ず市へ申請をしなければいけないのかと思いました。もちろん、助成使うときにはそうだと思うんですけど、それはそのお母さんのほうから「ちょっと宿泊型で私の体調をちょっと変えたい。ヘルプしてほしい」というような切実な願いがあった場合にも、ちゃんと市のほうで、それは助成対象として認定してくれるのかなということを心配していましたが、そういうところでも連携をしてみえるということでしたので、お母さんのSOSがあった場合でも、助成対象としてみていただけるということでもよろしいのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

午後12時を過ぎますが、このまま会議を進めます。

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

議員おっしゃるとおりでございますし、また保健師のほうからも、都度お声がけをさせていただいておるところでございます。

○7番（住田清美）

コロナ禍の中でも、中林先生の助言をいただいてしっかり対策をしたうえで訪問をしてみえるということでしたので、大変ありがたいことだと思いますけれど、このコロナ禍になったから、とくにお母さんが閉じこもりになって、精神的に不安なことが増えて、このサポート事業を受ける方がとくに増えたというような感覚はないでしょうか。コロナ禍だからというようなことは、とくにはなかったでしょうか。飛騨市の場合は。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（藤井弘史）

コロナ禍だからということで、今年度増えておるとは思っておりません。ただし、今、古川のまるんですとかは、認知が上がってきたものですから、そういった点で、昨年度と比べて利用者の方は、増えておるといふふうに捉えております。

○7番（住田清美）

助成内容の見直しについても、次年度からまた見直していただけるということですが、この産後ケア助成事業につきましては、先ほども答弁にありましたが、飛騨市は本当に県内の中でも早く取り組んでいただいた事業でありましたので、やはり利用料金についても、多分医療制度の3割負担というところを、多分参考にされたのではないかなと思うんですけど、今後やっぱり利用しやすい価格に1割程度に下げてくださいということ

ですので、しっかりとこういう事業がある助成事業があるよということもしっかりPRをしていただいて、お母さんの今後の子育ての一助になるのなら、ぜひ使っていただきたいと思っています。

それから河合・宮川地区でも次年度から、同じくまるんのようなかたちでやってくださるといことで、ありがたいことですが、これにはやっぱりその助産師さんの協力が本当に大事なところで、飛騨地区の助産師会の皆さんは本当に一生懸命に考えていただいて、また防災の面でも、ママたちの赤ちゃんたちの防災、「赤ちゃん防災士」というようなかたちで、検討してみえますので、しっかりとそういう関係団体、助産師さんだけでなくいろんな団体と連携をとりながら、ぜひ飛騨市のママたちのサポートをしていただきたいと思います。

また、情報までなんですけど、今世界的には、マイ助産師制度というのが入ってきています。これは何かというと、妊娠がわかると母親とか女性は病院よりも先に自分専属の助産師、マイ助産師を決めるということなんです。それで専属の助産師は、妊娠から分娩、育児まで寄り添い、もれなくその母親の伴走者として、妊婦をサポートするマイ助産師制度というのが今、日本でも普及し始めているということです。しっかりとこういう制度もまたありますので、保健師さん、助産師さん、いろんな方々と一緒に連携をしていただいて、ぜひ飛騨市の子どもたちのために、今後も手厚い子育て支援を拡充していただきますようお願いをいたしまして、ちょうど12時になりました。質問を終わらせていただきます。

〔7番 住田清美 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、7番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、昼食のため暫時休憩とします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午後12時00分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開いたします。10番、野村議員。

なお、質問中資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔10番 野村勝憲 登壇〕

○10番（野村勝憲）

それでは、通告にしたがい大きく2点質問いたします。

令和2年に入り世界で新型コロナウイルス感染が発生し、日本でも感染拡大の第1波が起き、緊急事態宣言が出され、東京オリンピックが1年延期や、安倍政権の突然の退陣。そして新型コロナウイルス感染拡大は収束せず、現在、第3波に突入し、11月は国内感染者が過去最多を更新するなど、異例づくしの1年が終わろうとしております。

コロナ禍で先行き不透明な日本経済となり、長期化する休業、増える倒産、伸び悩む消費の状況下、新型コロナウイルスの感染拡大が各地の中小企業の経営に大きな打撃を与えています。とくに地方は、もともと少子高齢化に伴う人口減少や経済規模の縮小に直面し、後継者も不在という厳しい経営環境に置かれた中小企業は多く、出口の見えないコロナ感染が経営者を心理的に追い込んでおります。東京リサーチの調べによりますと、ことしに入って休廃業・解散した企業は約3万6,000社に達し、過去最高のペースで推移しており、コロナ禍で一段と業績悪化すると、約12万5,000社が、今後1年以内に廃業を決断する可能性が出てきたと分析。また、厚労省は11月20日現在、新型コロナウイルス感染拡大に関連する解雇や雇いどめは約7万3,000人と発表し、11月22日のNHK「おはよう日本」では、コロナの影響により働き盛りの20代から40代の自殺者が急増し、企業から解雇通知が多く出ており、路上生活者が増え、採用を見送る声も多くなっていると報道されました。

飛騨市でも、民間事業者は生き残りをかけ、必死に努力されております。ことしに入り、ドライブイン数河が閉鎖。3月に旧神岡町時代からひだ流葉スキー場やMプラザを運営された大阪緑風観光株式会社が、流葉地区の事業から全面撤退を市に申し入れ、4月から朝開町の食堂が休業し、5月に入って船津火災が発生し、11月、古川駅前通りの書店が閉店。そして、上町の飛騨市民新聞が12月19日号を最後に廃刊など景気の落ち込みは市内全域となり、市の経済活動に大きな影響を与えています。

私は、8月に日本海側の4自治体訪問をし、10月に飛騨市のPRと議会改革やコロナ禍での観光とまちづくりを学ぶため、太平洋側の三重県熊野市、紀北町。和歌山県田辺市、那智勝浦町、串本町の役所と新宮市観光協会を視察。例えば、議会改革ではですね、那智勝浦町が平成17年に議会議員倫理条例を制定され、第4条において、「議員及び議員の配偶者並びに2親等内の血族は同居の親族が経営する企業、議員が役員をしている企業並びに自主的に経営に携わる企業は、地方自治法第92条の2の規定の趣旨を尊重し、みずから町工場などの請負契約、下請け工事、業務委託契約及び一般物品納入契約を辞退し、町民に対し疑惑の念を生じせしめないよう努めなければならない」と定められました。

また、指定管理施設等での兼職兼業議員は、全ての自治体でゼロでした。今まで訪問、あるいは電話取材をした約80自治体は、1人もいなく、逆に飛騨市では指定管理施設に議員が任期いっぱい兼職兼用した実例や、議会で市長が「他の議員もどんどんやってください」と。これは、私の質問に対する答弁ですけども、紹介しますと、皆さん一様に驚かれ、「よく飛騨市民の皆さんはそれを許されておりますね」の声ばかりでした。

大変ご多忙の中ですね、快く対応していただきました熊野市、紀北町、田辺市、那智勝浦町、串本町、新宮市の皆さん、ありがとうございました。

それではですね、大きく1点目のコロナ禍での飛騨市の経済と暮らしについて質問いたします。私は、たびたび議会で行政を推進するには、経済と福祉は車の両輪で、また経済が伸びないと、医療や年金・介護は支えられないと述べてきました。しかし、都竹市政になって5年近くなりますが、残念ながら地域の経済成長はほとんど感じられません。

最近目立つのが、こどものこころクリニックへの年間3,500万円以上の赤字補填や神岡町の船津火災復興費に2,450万円。また、指定管理施設への多額な税金投入などです。一方、民間事業者は、冒頭でも述べているように、解雇や雇いどめがこないか、不安と市民の暮らしが懸念されます。

そこで、6点質問します。

まず1点目、地元へ愛され、15年の飛騨市民新聞の廃刊についてです。残念ながら飛騨市民新聞はですね、廃刊されるわけですが、常に現場主義をモットーに公共的使命を果たし、地域社会に貢献された市民新聞です。その実際の例がですね、下数河に計画されました産業処理施設建設に飛騨市民新聞の古田伊知郎さんは、一市民としても反対運動に参加され、平成26年5月の岐阜県庁周辺での反対デモ行進から平成27年1月に市民1万8,400人の反対者名簿を古田岐阜県知事に提出までの4回同行され、私も4回行っていきますので、よく見ています。その都度ですね、一面で大きく反対運動の様子をこのようにですね。このように記事にさせていただきました。この記事がですね、住民パワーとなり、1万8,400人の絶対反対の声が古田肇知事に届き、建設にストップがかかったものと私は確信しております。しかし、飛騨市の人口減少による購読者の減少やコロナの影響で、企業や商店等から広告の申し込みは激減し、廃刊の道を選ばれたようです。この件について市長の見解を聞かせてください。

2点目、コロナ禍での地元観光バス会社の現状と支援についてです。11月28日の新聞記事によると公的支援がないと全国のバスや鉄道会社の約半数は、コロナの影響で来年秋までに経営難に陥る可能性があるとのこと。ひだ流葉スキー場等を運営されたのが、大阪の観光バス会社、ドライブイン数河は、地元の観光会社。両者ともですね、長い間、外から人と金を取り込んでこられました。今回、コロナの影響を受けて、バスツアーやイベントが中止になり、市は500万円減額しております。そこで、地元の観光バスの現状と市としてどのような支援策があるか示してください。

3点目、閉鎖されましたドライブイン数河のトイレの使用についてです。10月12日の杉崎での市民と議員との意見交換会に出されたドライブイン数河の閉鎖によりトイレの使用ができず、観光客やドライバーが困っておられます。市のイメージダウンになりますが、市の対応を示してください。

4点目、今年度の指定管理施設に投入予定額も含めた総額と前年比のアップ額について

てです。昨年の6月、古川町での市民と議員との意見交換会で、お二人の自営業者から「毎年指定管理団体にうらやましい額の税金が投与されているがいいのか」の意見が。また最近ですけれども、神岡町の住民から具体的な内容で、疑惑のはがきや古川町の人からは、「議会は我々の税金をちゃんとしっかりチェックしているのか」というなど具体的な事例です。厳しい意見が市民から届いております。10月から流葉地区の指定管理者は、株式会社new flowに変わり、ひだ流葉スキー場に年間1,500万円、Mプラザほかに2,300万円の計3,800万円の指定管理料です。これは、年間です。大阪緑風観光時代と比べて、その増加分はいくらなんでしょう。

また、ことしはですね、暖冬影響施設として、Mプラザに458万円、すぱーふるに304万円、ホテル季古里240万円など7施設に計1,200万円。さらに新型コロナウイルス感染拡大影響施設としてホテル季古里431万円、味処古川205万円、星の駅宙ドーム神岡120万円など10施設に計886万円の合計2,080万円の支援金が支払われます。

今後、暖冬やコロナでの影響が出たときも、支援金を指定管理者に支払っていくのでしょうか。今年度の指定管理施設管理料を含めた総額はいくらで、前年と比べて増加分もあわせて示してください。

5点目、コロナ影響が出ている農家への市の対策についてです。コロナの影響で代表的な飛騨ブランドである飛騨牛や日本酒の需要は落ち込み、飛騨市の畜産や農業にも悪い影響が出てきております。今回の市民との意見交換会で、日本酒の酒米をつくっておられる人から来年の酒米の作付けは、半分にしなければならず、苦慮しているところとのことです。現在、市内の酒米農家の件数と面積及び来年度の減反農家数と面積。そしてですね、市はそれの対策を考えていらっしゃるか。お示してください。

最後にですね。令和2年、令和3年生まれの子どもにですね、市からお祝い金を出したらいかがでしょうか。平成元年の国の出生数は、125万人でした。本年は、約84万人で、さらにですね、来年出生する子どもの数は、70万人台に落ちる見込みです。これは明らかに新型コロナウイルス感染拡大による雇用情勢や出産環境の悪化が影響しております。このコロナ禍の中では、若い世代ほど経済面での不安を抱いている人が多いと思います。そこで、本年と来年に生まれる子どもに市からですね、出産お祝い金を出してあげたらいかがでしょう。このところ、年間、私が調べたところ、100人ほどじゃないかと思います。出生数はね。と思いますが、10年前の出生数とことしの出生数を具体的に示してください。以上です。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

私からは飛騨市民新聞の廃刊につきましてのお尋ねにお答えをいたしたいと思います。

飛驒市民新聞でございますけれども、民間の事業として発刊しておられる新聞でありますし、自由であることが保障されている言論の担い手でございますから市長の立場で申し上げるべきものではないと思っておりますけれども、私個人として申し上げますれば、これまで市内の情報を丁寧な取材で報道してこられておられますし、また、多くの市民に長年親しまれ、愛された地域の情報紙がなくなることは、非常に寂しいことであると感じております。

私自身、子どものころから学生時代まで一貫して新聞づくりに打ち込んでまいりまして、若いころから紙のメディアには人一倍愛着がございますので、昨今のデジタル化が進んで、SNSなどのさまざまな情報発信ツールが利用されるようになる中で、全国的に新聞や雑誌などが次々と休刊や廃刊になる状況を見ておりますと、言論文化が危機に瀕しているような気持ちになるというようなことも事実でございます。その意味でも飛驒市民新聞の廃刊は大変残念なことというふうに感じておるところでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

私からはご質問の2点目と3点目について答弁をいたします。まず、2点目のコロナ禍での地元バス会社の現状と支援に関するご質問ですが、市内バス事業者への聞き取りを行いましたところ、本年7月から11月までの延べ運行回数は、2社の合計で321回。前年同期における921回と比較いたしまして、34.9パーセントの水準と依然として厳しい経営状況が続いていることには変わりはありませんが、7月に創設いたしました「あんしんバス旅応援事業」の事業効果も確実にあらわれているとのご意見を頂戴しております。

また、6月までの運行は両社ともに皆無であったこと、本事業の創設の際、前年の25パーセントの運行を目標とする旨の説明を行っておりますことを踏まえましても、想定を超える効果が得られているものと思慮するところでございます。

今般の第3波の流行等、事態は予断を許しませんが、本事業は、もとより適切なコロナ対策を講じた安全なバス旅の提供を趣旨とするものであり、旅行者のマインドが戻るには、なお相当の期間を要するものと思われまます。当面、現行の支援制度を継続しつつ、コロナ感染の広がりを見極めながら適切に対処してまいりたいと考えております。

次に、閉鎖されたドライブイン数河のトイレ使用についてお答えをいたします。ドライブイン数河につきましては、それまで多くの利用者があったこともあり、閉鎖された後の7月の時点において、経営者に今後の管理方針等についての聞き取りを行っております。

その際、自動販売機コーナー横に設置してありました屋外トイレについては、みずか

ら開放する予定はないものの、公共の用に供するため、市において必要な経費を負担してもらえるのであれば貸与も可能とのことでありました。

そこで、早速現場を拝見いたしましたところ、建物の躯体がかなり老朽化していることに加え、既に便座そのものが取り外されているなど、現状ではとても使用に耐えられる状態にないことから、専門業者に施設改修の概算見積を求めた結果、単独浄化槽の再開や躯体設備の改修に1,000万円以上を要する積算が提出されました。通行される方からトイレ利用のご要望があることは理解しておりますが、これらの改修費に加え、賃借料、水道代、電気代等の今後の維持管理費がかさむことを考えると、現時点では、そこまでの公費負担については消極的にならざるを得ないと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔企画部長 岡部浩司 登壇〕

□企画部長（岡部浩司）

私からは、4点目の今年度の指定管理施設に投入予定も含めた総額と前年比のアップ額についてお答えいたします。

市の指定管理施設は48施設ございますが、指定管理料の総額は、昨年度の2億8,790万3,000円から今年度は3億4,878万1,000円となり、6,087万8,000円の増額となっています。

この増額の主な要因は、今年度から新たに指定管理料が発生した和光園と桜ヶ丘体育館等の指定管理料2,584万5,000円。さらに今年度の特別な事情として、昨年度の暖冬の影響に対する支援として6施設1,196万5,000円とひだ流葉スキー場等のMプラザ関連施設の指定管理料2,600万円でございます。

このほか今年度は、新型コロナウイルス感染拡大の影響施設に対する支援金として16施設1,663万8,000円を計上しておりますので、単純な予算の比較では、昨年度の2億8,790万3,000円から3億6,541万9,000円に7,751万6,000円の増加となっています。

なお、今後のコロナの影響による指定管理者への支援金につきましては、今後の感染の状況や経済情勢、指定管理者の状況等を注視しながら、適切な時期に判断したいというふうに考えております。

また、ひだ流葉スキー場等のMプラザ関連だけを取り出してみますと、前の指定管理者の突然の撤退という特殊な事情に対応するため、昨年度の1,131万円から3,754万2,000円に2,623万2,000円の増額となっておりますが、この増加の主な要因は、9月補正でお認めいただいた新たな指定管理者への指定管理料2,600万円でございます。

〔企画部長 岡部浩司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

5点目のコロナ影響が出ている農家への市の対策についてお答えします。新型コロナウイルスによる農畜産物への影響につきましては、随時、JAひだや飛騨ミートから情報を収集し、毎週の新型コロナウイルス対策会議の中で状況を報告しております。

酒米農家への影響ですが、現在、飛騨市内で酒米を栽培されている農業者の方は50名で、作付面積はおよそ35ヘクタールとなっております。

新型コロナウイルスの影響により日本酒の消費量が減少しており、令和3年度においては、JAひだ管内でおよそ17パーセントの生産調整が必要であると見込んでいるとのことです。そのためJAひだから酒米を栽培している農業者の皆様アンケート調査が行われ、どの程度の生産調整が可能かの意向調査が行われました。その結果、飛騨市では作付面積では約16パーセントの減少、収穫量で約17パーセントの減少となる見込みです。酒米農家ではそれぞれ契約栽培の酒米「ひだほまれ」からコシヒカリやもち米、飼料用米に変えて作付けを行うことで対応する方針と伺っております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、私からは6点目の令和2年、令和3年生まれの子どもに市からお祝い金を出したらについてお答えいたします。

飛騨市の令和2年度11月末の出生数は63人です。また、昨年度の出生数は、112人でありました。10年前の平成22年度の出生数は151人であり、10年前と比べると年々減少傾向にあります。

出産祝い金につきましては、飛騨市合併時から平成22年度まで実施されていましたが、平成20年度の政策総点検で「少子化対策の決め手となり得る事業ではない」との指摘を受け、平成21年度の「飛騨市第二次行政改革実行計画アクションプラン」などを経て、出産祝金条例を廃止した経緯がございます。平成27年度には、子育て世代の経済的負担の軽減と子育て環境の充実を図る目的で「入園・入学祝い金事業」を創設し、平成29年度には「入園・入学準備品支援事業」として改変し、子育て世帯への支援をしています。出産費用につきましても、平成21年10月からご加入の健康保険組合から直接医療機関に支払う制度となり、多額の費用を心配することなく安心して出産いただける経済的支援も図られています。現在、これらの制度が整っており、今のところ出産祝金を給付する予定はありませんが、今後市民からご要望の声が高まってくれば、

改めて検討してまいります。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○10番（野村勝憲）

再質問させていただきますけども、1番目のですね、飛騨市民新聞の件ですけども、これはですね、やはりローカル紙だけじゃなくてですね、実は半期ごとにですね、例えば、民間の放送局、あるいは新聞社もですね、4月から9月の半期を今発表しております。半期ごとで見ますとですね、やはり赤字の会社が相当出てきております。皆さん、テレビを見てご存じのように、番組宣伝、番宣ですね。広告がついていないのを番宣。自分のところの番組を宣伝するものが多くなっています。したがって、なかなかですね、やっぱりスポンサーもつかないというのがですね、このコロナ禍で大きく出ております。したがって、残念なことですけども。

それではですね、2点目のですね、清水部長にお尋ねしますけども。先ほどですね、たしか7月からですね、コロナ対策第7弾だったと思いますけれども、安心バス。バス1台につきですね、たしか最大で5万円を支援するというので、これまでのですね、実績とこれ3月までのはずですけども、このコロナ禍での3月までの見通しをちょっと示してください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

11月までの4カ月分で実績といたしまして61台分。金額にいたしまして270万8,000円の補助をいたしております。現計の予算額が500万円をみておりますので、残り4カ月でございますので、その予算程度にちょっといくのではないかという見込みであります。

○10番（野村勝憲）

正直言って今こういうコロナ禍で、なかなか3月まで厳しいなというふうな。皆さんもわかってらっしゃると思いますけども。

それとですね、先ほど数河のトイレの件ですけども。例えば、新たにつくると1,000万円以上かかるということなんですけども。

私はやはりですね、数河高原というのはですね、観光客にとって大切なところなんです。そういうことですね、やはり何とかですね、予算のことはおいといてですね。私、観光面にちょっと悪影響を起こすということが。やっぱりイメージのいいところなんです。そういうことで、ぜひですね、予算は別にして、来年のですね、何か夏ごろにはですね、トイレが使えるような、そんなことをちょっと一工夫されたいかかと思っておりますけど、そのへんはどうでしょうかね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□商工観光部長（清水貢）

ドライブイン数河ばかりでございません。今ほどおっしゃられましたように数河の隣の数河池でありますとか、やっぱりそういった環境の整備もあると思いますので、全体の中でトイレ整備につきまして、また検討させてもらえればというふうに思っています。

○10番（野村勝憲）

最後の質問をしました子どもにお祝い金ということですが、藤井部長にですね、ぜひ、知恵を出してもらいたいですけども。要するに私はですね、予算の捻出は可能だと思うんです。それほど難しくないと思います。

例えば、100人いたとしても1,000万円くらい。年間にね。それはどういうことかと言いますと、先ほど冒頭でも申しましたけども、年間3,500万円以上のこのまのころクリニックにですね、赤字が出ているんですね。これをですね、圧縮するという努力をしないといかんと思いますね。例えば、圧縮した金、私、1,000万円可能じゃないかなと思っているんですわ。それと同時にですね、やはり圧縮する、このまのころクリニックをどうやってですね、やっぱりできるだけ赤字を小さくするという目的がしっかりしないとだめだと思うんですね。そういう意味では、これがいい目標に、あるいは目的になるんじゃないかと思うんですよ。その点、再考はできないでしょうか。

□市民福祉部長（藤井弘史）

出産お祝い金につきましては、答弁でも申し上げましたとおり、今後、市民の方からのご要望が高まってくれば、また検討したいと思っております。

○10番（野村勝憲）

恐らく、いろいろ矛盾点を感じていらっしゃる市民の方々いらっしゃいますので、そういう声が出てくると思いますので、ぜひですね、しっかりと耳を傾けていただいでですね、よろしくをお願いします。

最後にちょっと市長にお伺いします。この全体でコロナ禍含めてですね。やはりここだけじゃないですよ。地域経済というのはやっぱりちょっとね、厳しい状況にあります。それとやっぱり暮らしにも影響してきます。したがって、市長がですね、例えば、来年を見据えた場合ですね、例えば、地域経済がどのような状況になるのか。あるいは、市民の暮らしがですね、どのように見通されているか、ちょっと簡単で結構ですからお話いただけますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

これまでも何度も申し上げているわけでありまして、市内の産業構造から考えますとですね、製造業が中心であるわけですが、製造業が確実に戻ってきておりまして、とくに例えば、自動車なんかはかなり前年以上の水準にまで戻っている部分もあります。また、木工関係なんかは、住宅関係なんかは結構まだ厳しいんですが、それでも家具な

んかはですね、新たな需要が生まれてきていて回復基調にあったりしております。それからサービス業全体は比較的公務とか医療福祉とかが多い産業構造ですから、大きな影響はなかなか受けにくいということですので、市内経済と一言で言いましてもですね、そうしたところが、比較的堅調に推移しておる間は、そんなにすごい落ち込みにはならない。ただですね、この飲食店とか、旅行関係でとくに宿泊、今G o T oでだいぶ戻ってきていますが、ただ小さいところですね、こういったところはやっぱり相当厳しい状況が続いていくんだろうと思います。そういうことから考えますと、やはり弱いところにどういうふうに手を打っていくかということは、引き続きずっとやっていかないといけませんし、その地域の状況というのは、例えば、飛騨の中でも高山と飛騨市だけ比べても、相当違いますので、ぜひ皆様方にもですね、地域の事情を細かに見ながら政策をやっていく、支援策をやっていくという意識をぜひ持っていただいて、そういう中でどこが弱いのかということをお我々も週単位ですと調べておりますけども。そうしたところをぜひご注目いただいてですね、共に支援策を考えていければなというふうに思っているところでございます。そうした中で、来年度、全体としてはですね、恐らく、ワクチンの開発がですね、夏ごろまでにはかなり本格化してくるのではないかなというふうに思われますし、治療薬の開発が進んでまいりますから、来年度後半というのは比較的ですね、コロナ影響を脱してくるフェーズになってくるのではないかなと。これは、期待も込めてですが。思っているところでございます。

○10番（野村勝憲）

本当このコロナはですね、やっぱり経済、随分と裾野広くですね、やっぱり悪い影響が出てきているんですね。ですからやっぱりきめの細かいですね、それぞれ、そのとき、そのときのきめの細かい施策を打っていかないとということをお願いしてですね。

それで、冒頭でもですね、ちょっと数河の産廃のことを申し上げましたけども、一昨年、7月の豪雨でですね、下数河の産廃計画地のすぐ下で、大きながけ崩れが起きました。産廃処理場がもしですね、できていたら、私は大変なことになっていたと思います。このコロナの問題とその産廃の問題でね。そういう意味ではですね、反対運動の先頭に立たれました、数河・末高・袈裟丸の方や全部で1万8,400人の方に署名していただいたんですけども、その方々を含めて、そしてですね、その様子を報道していただいた飛騨市民新聞さんにここで改めて感謝を申し上げ、次の質問に入ります。

平成24年に飛騨市のまちづくり協議会が発足。平成28年から若手中心のひだプラスが、市のまちづくりを担当しております。あわせて約10年近くなりますが、残念ながら、その成果は具体的には出ておりません。古川町時代、住民120人で、「木の国ふるさとづくり」を立ち上げ、まちづくりの目的とコンセプトをしっかりと定め、皆さんボランティアで住民サイドのまちづくりに努力されたようです。まちづくりにも関係しますので、今回、自然と固有資源を生かし、健康、歴史探訪をキーワードに新たな地域づくりについて、6点質問します。

1点目がですね、古川町と神岡町にクアの道まちなかコースの設定です。私は、飛騨市のクアの道3コースのパンフレットを持って、10月29日、30日に白川村のですね、トヨタ白川郷自然学校でクアオルト健康ウォーキングを中心とした体感モニターに参加し、その後、11月7日、都市型クアオルトの金華山、これ岐阜市ですね。長良川岐阜公園コースを歩きました。

また、去年はですね、クアオルトの先進地であります山形県の上山市のクアの道を含めて、全部で3コース体験しているんですけども。やっぱ歩いてみてですね、改めて地域の自然や歴史、文化といった資源を活用し、交流人口をですね、今図るタイミングではないかと思い、クアの道まちなか2コースを提案します。

まず、1つがですね、クアの道飛騨古川まちなかコースで、まず、まつり広場を起点にしてですね、福全寺跡のですね、大イチョウですね、そこから瀬戸川に入り、真宗寺に向かい、さらに荒城川沿いを本光寺に上がりまして、それから八ツ三のほうへ出まして、荒城川の桜並木。それからですね、貴船神社。なぜ貴船神社入れたかといいますとですね、ちょうど貴船神社へ行く途中にですね、イチョウ並木の、道路両方にあるんですね。そういうこともありましてですね。それから、貴船神社にもイチョウがありますし。それとそのあと、堀田森の大イチョウですね。これ、前観光のときに提案したと思いますけども。堀田森の大イチョウを通過してですね。それから、新貴船橋を通過して、林昌寺に入り、そして増島城。そして電柱のなくなったですね、殿町通りを入れて、そして円光寺。まつり広場に帰るコースです。

そして、もう1つはですね、神岡のクアの道飛騨神岡まちなかコースで、まず神岡城の広場を起点にしまして、藤波橋、藤波八丁遊歩道、それから朝浦八幡宮。愛宕山散策道それから洞雲寺が近くにあります。それから藤波橋を通過してですね、神岡城広場に帰るコースです。

この2点をですね、ぜひですね、クアの道として検討していただきたいということです。

それから、2点目がですね、山之村にペットと歩く健康ウォーキングコースを。これ、去年の12月議会でも提案しております。私はですね、犬とのですね、ペットを連れて歩くと、において鳥獣対策にもなり、また山之村としてはですね、ペットの動物をですね、受け入れてもいいというふうに私実際耳にしております。そういうことで、受け入れ可能でございますので、再度提案します。

今ですね、クアオルトの事業は全国に広がっております。ペットと歩くコースはまだないようです。私が調べたところではないようですので、ぜひ実現していただきたいと思います。

そして、3点目がですね、愛知県岡崎市や三重県志摩市とクアオルト連携をしたらいかがでしょうか。

東海地区は、太陽生命クアオルト健康ウォーキングアワード受賞自治体が多くなって

きております。1泊2日です、クアの道を楽しんでもらうため、岡崎市や志摩市とのクアオルト連携を提案します。岐阜とか関もあるんですけども、日帰りされるんですわ、実はね。そういうことで、やっぱり一泊してもらって、できるだけ金を落としていただきたいというところが狙いです。

それから、4点目。これは、どちらかというとも歴史探訪に入っていきますけども、姉小路氏城跡のですね、5つの城の国指定史跡登録についてです。現在、中世の国司、姉小路氏の居所であった小島城、古川城、向小島城、小鷹利城、野口城の城館跡の保存活用と2年後の国指定史跡の登録申請へ向けて、事業が今現在進められております。11月にですね、文化庁の方が現地を視察されたようですが、その視察時の状況と国指定史跡登録の見通しをお聞かせください。

5点目、城跡整備後の観光振興と地域活性化についてです。実際、私も小島城、古川城、野口城、小鷹利城には登ってみました。その中で、整備後、観光資源としていかにするのは、やはり小島城、古川城、野口城の3城ではないかと思いました。市としてですね、城跡整備後、この史跡を個性豊かな地域づくりの核として活用するんだと述べられています。そのスケジュールと具体策をお聞かせください。

最後にですね、山城めぐりの環境整備について。11月4日、総合会館であったんですけども、飛騨山城セミナー第4弾に私も参加してですね、仁木宏先生の「飛騨のまちづくりの特徴を探る」を大変興味深く拝聴をしました。やはり、まちづくりはですね、温故知新を取り入れて推進すべきと確信したところです。

まず、飛騨市民の人に体験してもらうためには、道の整備や案内看板、それからですね、それぞれ歩いてみますと、樹木が倒れて、これの伐採も考えなきゃいけないし、景観もやっぱり崩れています。それぞれの城館跡からですね、古川盆地が一望できるように環境整備が必要と感じました。どの山城から整備を開始し、いつごろから山城めぐりがスムーズに行われるのでしょうか。そのタイムスケジュールをお願いいたします。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

それでは、まず1点目の古川町と神岡町にクアの道まちなかコースの設定。2点目、山之村に「ペットと歩く健康ウォーキングコース」を再度提案、この2点をあわせてお答えいたします。

議員ご提案のコースにつきましては、ことしの9月、神岡町のひだ流葉スキー場周辺で、市内では3コース目となる「クアの道@アルプス展望神秘の森コース」がオープンしました。

ことしのクアオルト事業は、新型コロナウイルスの影響により7月からの開催となりましたが、11月時点におきまして対前年比で2倍強の利用があり、平均14名の方に

ご利用をいただいております。

現在は、日本クアオルト研究所が認定しますクアの道としてのコースの増設は計画しておりませんが、令和3年度以降においては、既存の3コースのほかに飛騨市健康ウォーキングガイド協会独自のコースを設定する計画がございまして、その中には議員ご提案のBコースについても検討がなされております。また、昨年度、同研究所も既にBコースを調査しておりまして、大変高い評価をいただいているところでございます。

今後は、Aコース案やペットと歩く健康ウォーキングコース案も含め、飛騨市4町の特徴を活かした独自コースの設定について検討をしていただくようガイド協会と調整してまいります。

続いて、3点目の愛知県岡崎市や三重県志摩市とクアオルト連携をしたらというご質問にお答えします。飛騨市では現在、岐阜県内のクアオルト実施自治体である岐阜市・関市との情報交換やガイド交流を行っており、それぞれのクアの道を歩きながら、3市間でのヘルスツーリズムの確立を目指しているところでございます。将来的には、議員ご提案のとおり、昨年オープンしました志摩市や令和3年3月にオープン予定の岡崎市といった中部圏のクアオルト実施自治体との連携も視野に入れながら、幅広く交流を行っていきたいと考えているところでございます。

続きまして、姉小路氏城館跡5城の国指定史跡登録についてでございます。11月11日に文化庁調査官においでいただき、今年度、発掘調査を行いました古川城跡について指導をいただきました。現地では試掘確認調査の状況を見ていただきながら、報告書の作成について具体的な指示を受けるとともに、調査については概ねよい成果が得られていると評価をいただいているところでございます。国史跡指定に向けて今年度は、古川・小島・小鷹利・向小島4城の遺構配置調査、古川城の発掘調査、石垣測量調査及び文献調査、歴史地理調査を実施いたしました。

令和3年度は、これまでに行った調査知見の整理と報告書の執筆を行うとともに、地権者の同意取得事務を進め、令和4年度に報告書を完成、史跡指定に向けての意見具申を行う予定となっております。地権者の同意取得の進捗次第で遅れる可能性もございませぬけれども、順調に進んだ場合は、令和5年度中には史跡指定を受けられる見通しでございます。

5点目、城跡整備後の観光振興と地域活性化策についてでございますが、国の史跡指定の手続きと並行しまして、庁舎内の関係部署や遺跡の保存団体等で組織した「飛騨市城跡保存活用推進協議会」を定期的に開催し、現地の視察や意見交換を行いながら、市の観光振興、地域活性化につながる保存活用方策を立案してまいります。史跡指定後の令和6年度、令和7年度には、調査指導委員や文化庁の指導・助言を仰ぎながら「保存活用計画」を策定することとなっております。この計画に基づき活用を図っていくこととなりますので、現時点ではまだまだまとまったかたちにはなっておりませんが、例えば、まちなかには城跡の形状を立体的に表したジオラマの製作や山城の歴史や役割

をわかりやすく見ていただくための展示施設の設置、そして現地には当時の城をイメージできるようなサインの設置など、断片的な構想を描いているところでございます。

最後に山城巡りの環境整備についてでございます。大がかりな案内看板の設置や樹木の伐採については、調査指導委員や文化庁の指導助言を踏まえた保存活用計画の全体像が決まってから地元や地権者のご理解をいただいて進めることとなります。当面は、議員にも参加いただいた「飛驒の山城へ行こう！」や歴史講座等のイベントで、市内外の皆様に山城の現場をごらんいただけるように、保存活用団体による枝払いや仮設の看板設置などの環境整備を行います。また、現地の整備をしなくてもできるソフト事業として、山城マップの作成・配布等の継続、それから観光課と連携したご城印の作成などを進めてまいりたいと考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

○10番（野村勝憲）

随分前向きな話をいただきました。とくに健康ウォーキングということで、Bコース、これ神岡ですね。ですけども、私ですね、やはりAコースの古川もですね、実際歩いてみますとですね、例えば、荒城川沿いの桜道を歩きながらですね、前方を、要するに堀田森の大イチョウを見ますとですね、まず、御岳が見えてくるんですね。御岳がね。そのうちずっと進んでいきますとですね、今度は左側に乗鞍が見えてくるんですね。あの風景というのは、なかなか気がつかないと思いますわ。歩きながらだと気がつく。そうすると、右側の御岳は大イチョウに近づいていくと沈んでいくわけですよ。要するに手前の山が高くなってきますからね。ああいう光景をいかしてですね、やはりAコースもですね、例えば、クアオルトだとたしか300万円以上いるんじゃないですかね。だから今回ののは、そんなにいらないし。

それともう一つですね、私、紀北町へ行っただけで、紀北町はクアオルトではないんですけども、実は、あそこは熊野古道はご存じ、ウォーキングコースがいくつかあります。ウォーキングマップをつくっています。それと、魚まち散策マップをつくってですね。そういったものを、もうちょっとですね、資料もらっていますので、また担当のほうにはお渡しをしますので、そういったところもですね、参考にしてくださいね、ぜひ、A・Bコースをですね、同時に進めていただきたいんですがいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

今、大変すてきな情報をいただきました。お聞きしながら乗鞍や、御岳が順番にね、見られるところはなかなかないかなというふうに思っています。そのことも加えながら、また資料もいただきながら、検討を進めてまいりたいと思っています。

私どもが管轄しておりますのは、クアウォーキングと、それからノルディックウォー

キングもございますし、いろんなウオーキングがございますので、どんなバリエーションをやっていたら皆様に喜んでいただけるか考えながら、また検討してまいります。

○10番（野村勝憲）

2点目の山之村の件ですけども、昨年12月、一般質問をして、谷尻事務局長がですね、前向きに検討したいと。私はそれがものすごい胸の中に入っているんですわ。したがってですね、前向き検討ということは、当然、現地行って、山之村の方々ですね、具体的な打ち合わせをされたり、調べられたり、そういったことはこの1年間されたんでしょうか。

それは、事務局長が回答されたほうが良いと思いますよ。

□教育委員会事務局長（谷尻孝之）

ただいまの件でございますけども、やはり前半にですね、今のコロナのこともありまして、なかなか現地のほうへ向かうことができませんでした。

また、一方ですね、流葉のほうのですね、そういったコースの新設というようなこともありましたので、現実問題として山之村のほうやそういった話はしておりません。

ただ、今ほど話がありましたとおり、山之村につきましてはそういったコースですね、教育長からも話がありましたとおり、クアオルトのほかにノルディックウオーキングであるとか、通常のウオーキングであるとか、いろんなウオーキングがありますので、そういったこと幅広く考えながら検討していきたいと考えております。

○10番（野村勝憲）

ひとつ、よろしく申し上げます。それから5点目と6点目、一緒になんですけども、例えば、野口城はですね、あれ全体が個人の山なんです。あのお城があるところね。個人の方が案内看板をつくられているわけですよ。やはり倒木もあります。ですからそういったところをできればですね、野口にみえる方なんです。私も何回かお会いしてる方なんです。協力的だと。非常に協力してもいいという話なので、ぜひですね、案内看板もですね、できればですね、やっぱり増島城も含めてですね、あるいは小島城あるいは古川城を含めてですね、統一した例えば、池ヶ原湿原ですか。看板をつくられましたよね。ああいったイメージを統一した看板ですね、なるほど飛騨市の史跡はこういうところなんだなというような、思わせるような看板をつくられたらどうかと思いますが、そのへんはいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

議員おっしゃることはもっともだと思っております。全体的に統一したイメージができるような方向で進めたいと思っております。

○10番（野村勝憲）

私、古川城に近いもので、上町なものですから、あそこを3回か4回上がったんです

けど。ちょっと気になるのはね、要するに、入口のところに、廃屋というか、小屋だと思えますけども、ご存じのようにね。あれがやっぱり、ちょっとネックだと思うんですね。これは民間の方と交渉しなきゃいかんのですけども。こういったものと、それとです、私は道の駅を活用すると。多分、入口まではですね、12分～13分で行けるんですよ。アルプ飛騨古川の道の駅ですね。

そうしますとですね、五社林道というのがあります。高野からくる道路じゃなくって、五社林道を通して、古川城の入口に行くということで。ちょっとした雰囲気になりますので、そのへんも工夫されたらいかがでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□教育長（沖畑康子）

いろいろなお提案ありがとうございます。今いただきました本当にご意見含めまして、全体として検討をしてみたいと思います。

○10番（野村勝憲）

もう時間ないんですけども、例えば、増島城、今、御朱印をやっていますね。500ぐらいいっていると思えますけども。やはり、例えば、増島城だけじゃなくてですね、小島城を含めて、御朱印をですね、広めていくということは、どのような考えでしょうか。

□教育長（沖畑康子）

先ほどもお答えさせていただきましたように観光協会とも協力してそのへんも考えてまいりたいと思います。

○10番（野村勝憲）

沖畑教育長のところにはですね、学芸員はじめですね、大変優秀なスタッフが多いと思いますわ。ぜひですね、クアオルトももちろんですけども、山城も含めてですね。ぜひ、新しい資源になるようにですね、実現できることをお願いしたいと思います。以上で私の質問を終わります。

〔10番 野村勝憲 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、10番、野村議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後2時05分といたします。

（ 休憩 午後1時59分 再開 午後2時05分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

次に11番、籠山議員。

なお、質問中、資料の使用願いが出ておりますので、これを許可いたします。

〔11番 籠山恵美子 登壇〕

○11番（籠山恵美子）

お許しをいただきましたので、最後になります。私は2点、市の考えを伺いたいと思います。

まず1つ目に新たなコロナ感染防止策の備えについて伺いたいと思います。1つ、プレミアム商品券・食タクチケットで灯油が購入できるように。2つ目には、高齢者向けのいきいき券でも灯油が購入できるように。ぜひ、市の積極的な答弁を伺いたいと思います。

まず1つ目。コロナ第3波の勢いが止まりません。下呂市、高山市にも感染者が出ています。私、けさ新聞を見ていましたら、きのうの時点でですね、岐阜県全体で感染者が1,335人になってしまいました。飛騨市は、まだ感染者はゼロです。白川村と関ヶ原町、この2つの自治体もゼロで、高山市が3人。下呂市は、4人に増えています。第2波のときには、私の記憶ですと、岐阜県内で感染者は9人ほどでしたから、この感染の広がりには本当に大変なものだと思います。これから年末年始を迎えるにあたって、市外、県外からの人の行き来も増えてくるのは間違いありません。しかし、気温が下がり、乾燥し、部屋を締め切りがちなのこの冬こそ、密を避け、換気を徹底する必要があると思います。そうなりますと当然、灯油などの暖房費がかさみ、市民の皆さんの家計を圧迫します。そこで、プレミアム商品券や新たに発行を始めた食タクチケットを使って、灯油が買える仕組みをつくって、部屋や店内の換気をこまめにしっかりとやるように、市としては、市民に啓蒙していただきたいと思うのです。飲食店の需要拡大はもちろん大事ですけれども、感染者が増えて、再び自粛要請が出たりしたら、食タク券も水の泡になってしまいます。この冬は、さらに徹底した感染防止を市民にお願いするために、暖房費への支援をぜひお願いします。市の考えを伺います。

2つ目には、高齢者のいきいき券も同様です。温泉を愛好する方々は、ことしの自粛要請で温泉施設が閉鎖され、寂しい思いをしたことと思います。また、内風呂で結構といきいき券をほとんど使わない高齢者もみえます。このいきいき券で灯油が買えたら、部屋の換気を促すのに大変有効だと思います。かつて福祉灯油券というのがありました。ガソリンや灯油が高騰したときに、国の補助金があったわけですけれども、その、かつての福祉灯油券、そのような役割をこのいきいき券でこなすということができないかということです。割引率などは改善が必要かもしれませんけれども、これもまた、もし自粛要請が出たら、鍼灸だ、温泉だなどと言っている場合ではなくなるんですね。ぜひ、このいきいき券がこの非常事態に見合った使い方で灯油購入が買えるよう市の尽力をお

願いたいと思います。

もちろん、そのほかに、市が現行の助成制度を応用して、この冬の市民生活を援助することを考えておられるのであれば、それもぜひ紹介していただきたいと思います。

以上、お聞きしたいと思います。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔商工観光部長 清水貢 登壇〕

□商工観光部長（清水貢）

1点目のプレミアム商品券・食タクチケットで灯油が購入できるようについてお答えをいたします。

これまでコロナに対する市の経済対策につきましては、市民生活と企業活動の両現場から丁寧にヒアリングを行いながら、その時々が一番必要とされるものをこまめに対応してまいりました。その結果、飲食業、タクシー等は依然として厳しい状況が続いており、痛手を受けていることから、その需要喚起を図り、支援を行うため、第8弾として食タクチケットを実施しているところでございます。

なお、少なくとも産業としての燃料販売業はコロナ以前に比べてかなり戻ってきていると判断しており、商工支援策としてはそこへの重点的な支援は現状では必要ないと考えております。

他方で、家計については、生活相談窓口を設けるとともに、返済免除付き生活資金の貸付制度を創設するなどの支援を行っていますが、現在のところ、燃料費に困るという声は聞こえておりません。今後、コロナのさらなる影響によって家計圧迫の声や収入が大幅に減ったため暖房費をという状況になりましたら、適時適切に対応していきたいと考えております。

〔商工観光部長 清水貢 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 藤井弘史 登壇〕

□市民福祉部長（藤井弘史）

それでは、私からは2点目の高齢者向けのいきいき券でも灯油が購入できるようにについてお答えさせていただきます。いきいき券の用途につきましては、さまざまなお声をいただいております。新年度に向けて課題を整理しながら議論しています。いきいき券は、高齢者の皆さんが住み慣れた地域で自分らしく最後まで生活できることを目指すための支援策であるということを改めて明確にするとともに、その観点で考察しますと、外出支援や健康の維持増進にかかることはこれまでどおりですが、在宅で安心して住み続けるために地域の民間事業者が行うサービスを上手に利用することを意識づけるものにもしたいと思います。

新年度からは、事業名も「いきいき地域生活応援事業」と改名し、具体的には、事業者の取り扱いの可否はあるものの「移動販売」や「濃飛バスの回数券」、さらには高齢者向けの宅配サービスをまとめたチラシを作成し、その宅配を利用した場合の配達料などもメニューに追加できないか検討しています。

こうした趣旨からいたしますと、議員ご提案の暖房用の灯油購入も配達利用とあわせ、趣旨に沿ったものと思います。事業者ごとに代金の決済上、対応の可否が分かれるため、状況を精査する必要があると思いますが、新年度に向けてメニューの追加を検討したいと思います。

〔市民福祉部長 藤井弘史 着席〕

○11番（籠山恵美子）

市民福祉部長には、なかなかいい答弁をいただいて、うれしいな、先行き明るいなどという感じがしますが。

きのうからの一般質問ですね、私もほかの議員の質問を聞いていまして、この第3波のコロナ禍に対する質問の内容、それがやっぱり、私も含めてですけど、第2波のときより変わってきたなという感じがするんですよ。やはり市民の生活を心配するようになってます。そういう質問でした、大体が。何人かされましたけどね。

結局は、第8弾ですね。これでもいろいろやったださっていますし、今回補正で出るんですけど、ひとり親家庭への支援をさらにということもあるようですけれども。やはり、第8弾の中身を見ても、大体は、ご商売の支援なんですよ。市民の方々、一人一人に支援をするという生活給付ですか、そういうようなものがあまりありません。最初のころ、コロナで騒然となったころ、市も一生懸命、施策を出してですね、議会に提示してくれましたけれども。その当時、市長はまずその景気喚起だと。それをやりながら、働いてもらえるような環境をつくりたいと。そのあとで、どうしても必要となれば個人の、市民への、そういう給付というんですかね、支援を考えていくということだったと思います。今、その時期にきているという気がしてならないんですね。ご紹介しますが、岐阜県内の各自治体の平均年収ランキングというのが、こういうもの大体ネットで紹介されるんですけども、細かにですね。ことし、2020年の11月12日のデータを見ましても、飛騨市の平均年収というのは、42市町村、岐阜県にあるんですけども、39位です。下から4番目です。平均年収は、268万1,461円。これ、やはり、コロナで自粛がことしありましたから、4年前のこのデータに比べると、随分下がっている感じです。これ、正直に出るんだと思うんですね。収入が減っているということの証だと思います。こういう状態なんです。飛騨市の市民の平均年収、268万円ですから、本当に生活大変だと思うんですよ。これで、税金を払わなければならない。子どもの学費もある。それから、アパート代も仕送りしなければならない。体は、病気で入院、お医者さんにも通わなければならない。いろんな条件の市民がいるものですから、そういう方々が、少しでも安心してこの冬を越せるように。そして、やは

り年末になりましたら、どうしても帰省する家族も多少は増えてくると思います。でも、その方々がみんな外出して外食をするっていうことも考えにくい状況なんですね。隣の高山市で3人、また隣の下呂市で4人も感染者が出ているわけですから。そういう中で、多分家の中に閉じこもる。お正月もずっと閉じこもる。そういうようなことになれば、どんどんどんどん暖房費がかさむわけですね。我が家は、オール電化なんですけれども、夏はオール電化ですから電気代しか払いません。ガス代もいらないわけですけど、夏は8,000円ぐらい。冬になると3万円です。私、1人か2人で暮らしているときの電気代です。これ、灯油代だって同じだと思うんですね。家族が増えたり、またお年寄りがいる家庭は、これでまた風邪でもひいたら大変だということで、十分な暖房をする。そしたらその暖房費のかさむことは本当に目に見えているんです。ですから、この暖房費というのを新たな何かそういう制度をつくれと言わなくても、今ある、こういうチケットなど、制度を利用してやれば、どっちみち、だんだん自粛が強まってくれば、入浴券だって使いにくいですし、外食もしにくくなりますよね。そうすると、商売をやっている方でも、生活しているのは市民ですから、その市民の懐をあたためてやるということは大変大事なことだと思うんです。そういう意味で、今、いきいき券が今度いきいき地域支援、応援ですか。ごめんなさい。正確にまた教えてください。そういう中で、いろんな利用ができるように広げてくださるということはあると思いますし、ここにそういう暖房費につながるような利用ができれば、本当に市民の方々、ありがたいと思います。

景気喚起だからですか、そのプレミアム券や食タク券ですね。これを使えないというのは。でもこれを一生懸命買ってきてくださっている市民の方がみえるんですね。だけど、もう外食もしにくい状況になったら、このチケットだって無駄になりますよね。そういうのをかわりに灯油にも使えるということに切り替えることができれば、本当に助かると思うんです。そのあたりは、どうですか。観光課の部長でも、市長でも、いいですけど。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

おっしゃることは、重々わかるんですけども、先ほども触れていただきましたが、こういう経済変動があったときとか大きな社会変動があったときの支援というのは本当に難しくてですね。一律に皆さんにお金を配ったり、給付するというのは喜ばれます。必ずもちろん家計も足しになるし、喜んでもらえることも十分わかるのですが、副作用が非常に大きくてですね、財政的にも一律に配るわけですから、お金のある人もない人も配るということになりますから、非常に財政負担がですね、大きいのしかかるという問題があって。それで飛騨市としてはもう当初から限定的に、しっかりそのかわり市内の状況に目を配って。今までも毎週、対策本部やっているんですが、こんな町はなくて

ですね、岐阜県の中でも。毎年今やっているなんてところはなくて、それほど丁寧に目を配りながらやっている。そしてその中で、本当に苦しいところの固まりですね、もちろん個々で見れば、ある業界でも、楽なところと苦しいところがあったり、あるタイプの業種の方でも差があるということはあるんですが、一つの、何て言うですか。固まりとして支援しなきゃいけないところを絞って支援していくという考え方できました。その意味からしたときにですね、市民生活の懐具合がどうなのか。家計の状況がどうなのかというのを見るのは、やはりその生活相談であったり、雇用の状況であったり、そういったところを見ていくんだらうというふうにみながらやってきているんです。あるいは、市税とかの徴収猶予とかですね、国保料の徴収猶予、そういったことにもあらわれるということで見えてくるんですが、これがですね、非常に落ち着いているんです。もう結構長い間ですね。落ち着いていて、むしろ今どんどん減少傾向でほとんどゼロというのが続いてくる。そうすると、本当に苦しい方というのは、かなり手厚い支援制度ですから、当然おいでになるでしょうし、そうした支援体制も整えている中でなかなか、つまりそこのご利用者というのが出てこないというはある程度、もちろんですね、家計的に収入が減っているところも相当あると思いますけども、どうしても声を上げなきゃいけないほどの水準になってないというふうに一応判断をしております。逆にそういう大きく落ちたところは、まだ今、支援制度、なくなったわけじゃなくて残っていますから、利用していただくということに当然なってくるというふうに思いますので、やはりそこを見極めながらいくというのが基本かと思うんですね。

それから、おっしゃるように食タクチケットに灯油を追加するというのは、できないわけではないんですけども、ただ先ほどのように固まりになって非常に苦しいところを救うというのが趣旨ですし、それは、例えば、今こういうコロナの中でさらに利用が落ちてくる可能性もあるわけで、その中でも何とか、ちょっとでも助けようっていうことでこうしてやらせていただいているということもありますので、そういった当初の趣旨にしたがいがながらやっぱりやっていくということなのかというふうなことです。ですので、その家計支援ということも非常によくわかるんですけども、やっぱりそれは状況の見極めでもって、どこが支援しなきゃいけない対象として固まっているのかということの判断のうえで考えているということですから、今後ですね、また、春先に申し上げていたように、家計支援が本格的に必要なという状況に陥れば、それはもう速やかにまた次の対策を打っていくというつもりでおりますが、現時点においては、今申し上げたような判断であるということでございます。

○11番（籠山恵美子）

そうですね、これから冬に向かう中でのコロナ禍というのは初めての経験ですよ。最初にコロナが広がったときには、もう春でしたから、初めての状況がどうなるか。それは本当に行政のほうでも、見極めさせていただきながら、きめ細やかにやっていただきたいと思いますけれども。北海道が集団感染が広がって、大変な状態になっていますよね。

医療崩壊寸前だとか。看護師さんも随分やめたとか。大変なことになっています。やはり極寒の土地なんですよ。

お店や部屋を締め切ってしまう。換気がおろそかになる。そこで感染が広がってしまうということです。それは飛騨市も同じだと思うんですね、この寒冷地の。これからどんどん、冬に向かってマイナスの気温のときも増えてくると思います。そういう状況が見えてくるだけに本当にこの冬は、暖房と換気。これを上手にやらないと、やはり大変なことになるなと思うんですね。ですから、何とか飛騨市独自の年越し給付金のようなものがあればいいなとは思っていますけど、今はそういうお考えではないようなので、この冬、様子を見ますけれど。春先までどうなるかが心配ですけど、これは本当に市民福祉部の政策を期待しながら、ちょっと長い目で。長い目といってももう年越しになるんであれですけども、見守っていきたいと思いますので、どうぞよろしく願います。

2つ目にいきます。2つ目は、飛騨市の農地地目認定の根拠と合理性について伺いたいと思います。1つ目には、農地地目認定の根拠法と理由について伺います。2つ目には、農地転用の申請への市の対応について伺いたいと思います。

飛騨市の農地地目認定を不服として市民の方が監査請求をした事案がこの10月30日に却下されました。理由は、地目認定は、一般行政上の評価の問題であり、請求人の訴えは、監査請求の対象である要件を満たしていないというものでした。議員にも、この監査請求書の開示がありましたので、私も一読してみました。この監査委員会の決定に当事者でない第三者の私があればこれ言うことは控えなければなりません。ですが、翻って、この農地地目認定の問題の本質を議員として検証してみましたら、飛騨市独特の認定スタイルがあったり、根拠法にも何か違和感がありましたので、請求人の方から資料をお借りし、勉強してみました。そこで、よりよい飛騨市の農政のために、私は率直に執行部のほうに疑問を呈し、真相を究明して、市民が納得いく説明と同時に合理的な行政の改善、是正を求めたいと思います。

資料をタブレットに配信していただいておりますので、また目を通しておいってください。まず1つ目に、市が農地地目認定の根拠法としているのは何でしょうか。そして、その根拠とする理由は何でしょうか。監査請求は却下で終わりましたので、この請求人をもう請求人ではありませんから、あえて告発人としますけれども、この方は、国税庁の通達にしたがった認定を求めておられましたが飛騨市は違います。なぜ違うのですか。わかりやすく説明をしていただきたいと思います。2つ目に、飛騨市は農地認定の際の所管の手続きはどのようになっていますか。つまり、どの担当がどのような確認をして、これは田、これは畑と認定するのでしょうか。3つ目に、告発人は、かつては農地地目が、田から畑に変わっていることを申請しましたら、行政が現地調査や航空写真の確認で、正しく訂正してくれたとおっしゃっています。今、それをしないということは、根拠法や通達が変わったのでしょうか。そうでないなら、大変不合理なことで、市民に損

害、ご迷惑をかけていることになりませんか。市の見解をお聞かせください。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

〔総務部長 泉原利匡 登壇〕

□総務部長（泉原利匡）

農地の地目認定の根拠法と理由についてお答えさせていただきます。市が土地に対する固定資産税を課税するにあたって用いる評価については、地方税法第388条第1項に基づき総務大臣が定める「固定資産評価基準」及びそれに基づき細部の運用を定めた「飛騨市土地評価事務取扱要領」が根拠となっています。

「評価基準」の中で、評価に用いる地目については、9種類に区分され、土地の現況及び利用目的に重点を置いて認定することとされています。また、それぞれの地目の定義については、法務省通知による「不動産登記事務取扱手続準則」に準じています。

しかし、準則のみで単純に決定できない特殊な利用形態にある事案等については、全国の自治体で広く活用されている「固定資産税実務提要」などの文献を参考にしたり、専門機関である「資産評価システム研究センター」に相談して決定しています。

以上を踏まえたうえで、今回提出された資料で不当な理由として掲げてある4点について市の見解を申し上げます。

1点目の「国税庁の法令解釈通達ではなく株式会社ぎょうせいの解釈を農地認定に適用」という点については、まず、株式会社ぎょうせいの解釈ではなく、株式会社ぎょうせいが発刊している「固定資産税実務提要」に基づくものであり、不正確な指摘です。しかも、この実務提要というのは、地方税についての国の公式見解をまとめているものです。通常、地方税法の解釈等に疑義があった場合には、県を通じて国に問い合わせを行います。それに対する回答は全てこの実務提要にまとめられており、これを参考に課税実務を行うのは地方自治体の常識となっています。この固定資産税実務提要によれば、「現況の判断にあたっては、単にその利用形態のみに着目するのではなく、耕地の形態及び利用状況等を総合的に考慮して、一般の社会通念に照らし客観的に妥当と認められる地目を付するべきものである。」と記されています。そのうえで、「水田農業確立対策に伴い稲からその他の作物へと転作された場合の農地の地目認定について、当該耕作地が田の設備（畦畔等）を存置しながら稲から永年性作物以外の作物へと転作された場合については、耕作地の形態が田の設備を存置していること、耕作地の利用形態がたん水を必要としない作物を耕作しているとはいえども、いつでも田として利用し得る状態にあると認められること、また、このようなことから当該耕作地の本来の利用目的が、田として耕作することにあると認めることが適当であるので、原則として田と認定することとなる」とされています。

次に、2点目の「農林水産省が所管する経営所得安定対策交付基準を固定資産税の徴税に応用」との指摘です。これについては、同要綱には、交付金の対象水田は、畑地化

し水田機能を喪失する等水稻の作付けを行うことが困難な農地を除くとされており、耕作者が交付金の申請等を提出し、これが認められているので、結果的に耕作者は水田を活用して作付けを行っているという事を申し上げたものです。ただ、このことは、課税地目認定の参考であるにすぎず、認定は、あくまで「飛騨市土地評価事務取扱要領」が根拠であります。

続いて、3点目の「法務局の登記とは齟齬した農地認定解釈」との指摘についてです。市では、畦畔を除去したり、かんがい設備（用排水路）の機能喪失により、容易に水田に復旧できないと認められる場合、果樹や桑など永年性作物が植えられている場合、土地所有者が畑に地目変更登記を行い、将来にわたって畑として利用することを公示された場合には畑として認定することとしております。したがって、今回の土地についても、登記が畑となればそれにしたがって畑の認定をすることとなるものであり、実際、今回監査請求された方は、昨年、田から畑への地目変更をされておりますので、当該農地については、令和2年度から畑としての課税をしております。

最後に、4点目の「不動産登記事務取扱手続準則第68条の農地認定基準を合理性がないと否定」についての考えです。同準則の第68条は、地目を定めたものですが、田は、農耕地で用水を利用して耕作する土地、畑は、農耕地で用水を利用しないで耕作する土地と規定されていますが、市では、耕作地の形態及び利用状態等を総合的に考慮して、一般の社会通念に照らし客観的に適当と認められる地目を認定することとしており、手続準則の第68条の規定のみをもって課税地目を認定することは、合理性がないと回答をしたものです。

なお、請求された方が「国税庁の通達」にしたがった認定を求めているとのことですが、市の土地評価事務取扱要領における地目の定義は、国税庁と同様に不動産登記事務取扱手続準則から引用されていますので、市の取り扱いは国税庁と何ら異なるものではありません。

次に、農地地目の申請への市の対応についてお答えします。先ほど質問の中であげられた事例については、平成22年度に土地所有者から市に対し台帳地目と現況地目の相違にかかる申し出があり、現地調査等を経て、田を畑に、原野を山林として認定のうえ、課税更正を行ったというものです。判断基準となる根拠法令等は、当時も今も変わってありませんが、実務提要でも「耕地の形態及び利用状況を総合的に考慮して、一般の社会通念に照らし客観的に妥当と認められる地目を付すべき」と述べられているように、平成22年度当時の判断として、現況を検討した結果だと考えております。

なお、当該農地については、その後水田としての利用に戻されたため、所有者からの申し出により実地調査を行い、平成31年度から田として課税しております。今回は、根拠をより明確にすべく、「固定資産税実務提要」及び専門機関である「資産評価システム研究センター」に確認し、いわゆる転作で現にビニールハウス設置も含め畑として利用されている場合であっても、畦畔やかんがい設備の機能が喪失しておらず、容易に水

田に復旧できる状況にある場合は田としての評価をして問題ないとの見解をいただき、これにしたがって対応したものです。このことにつきましては、場合によっては訴訟も考えられることから、実際の裁判実務を担当することになる市の顧問弁護士に法律相談も行いましたが、当時は当時、今は今の裁量の範囲内のことであり、少なくとも現時点では、根拠に基づいた判断であることから適正であると考えております。したがって、市としては、市民に損害を与えているとは考えていないことを申し上げておきたいと思っております。

〔総務部長 泉原利匡 着席〕

○11番（籠山恵美子）

なかなか専門的な言葉がいっぱいなものですからね、私も必死で勉強したんですよ。それで、今、泉原部長がおっしゃったのは、請求人の方の絡みがちょっと入っていて、私はそれはちょっと横に置いておいてですね。この地目の認定問題で、私はこういう、いろいろ資料を読んだり、調べたりした中で、やっぱり最も違和感があるのは、その飛騨市の認定基準というものなんですよ。今、説明があったのは、あれですよ、国税庁の地方税法第388条に基づいて、ちゃんとやっていると。それから使用しているのも同じですよ。じゃあなぜ飛騨市が田畑の認定基準が飛騨市だけがこう違うのかなということなんですよ。実際にはですね、田とはこれだ、畑とはこれだという国税庁の見解がありますよね。そのとおりの部長もおっしゃいました。まわりに用水路があり、ごめんなさい。これ、市の見解ですね。国税庁の考え方はそのとおりの部長がおっしゃいました。それに飛騨市が、その先についてくるのが、総合的に社会通念上を考慮して評価する、認定するという、ここの意味がよくわからないんですよ。これをちょっと具体的にどうということなのか。社会通念上のことを考慮するというのはどういうことなんですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

先ほど答弁で申し上げましたとおり実務提要にそういうふうに書かれておるということでございますし、その社会通念上というのは、私どもの解釈としましても、例えば、ビニールハウスをされる方につきましては、自分の土地でハウスを建てられる方もみえますが、多くの方は借地といいますか、利用権設定等をされて、借りた土地でハウスを建てられます。

その借りた土地でハウスをやめた場合には、現況復帰して返すというのが原則となると思いますが、その場合にやっぱり田に戻して返すというようなこともあろうかと思っております。

それと、そもそも先ほどの田という認定につきましては、用水路、かんがい設備がしっかり整っているということとか、畦畔があるということ、田のかたちを残している場合には、田で評価していいというようなことがありますので、そういうことを総合的

に判断して、田としての、いくらビニールハウスがあったとしても、田としての評価をしているということでございます。

○11番（籠山恵美子）

同じように国税庁のその評価の基準ですね、それにしたがって、地方税法第388条の規定によって、地目の判定は不動産登記事務取扱手続準則。ここまで一緒ですよ。に沿ってやると。認定する、判定するということですよ。同じように、ここまで一緒にやっている自治体はいっぱいあるんですよ。その先の認定基準なんてのはないんですよ。だから、とにかく基本は、地目は課税時期の現況によって判定する。現況によってです。ですからそれがいろいろ事情があって人から借りた、人に貸しただのいうのではなくて、とにかく判定は現況なんですよ。それを、固定資産税を払うのは、借主が貸し賃もらって固定資産税を払っているのか、借りた方が払っているか。その先のことはわかりませんよ、個人の事情ですから。ですけど、この判定の基準というのは、その現況なんですよ。このところが、そのままやればですね、ほかの自治体と飛騨市も同じような田と畑の税金を分けてやって、畑でしかやっていないのに、田んぼの税金、倍近くの税金をとられてという市民がなくなると思うんですよ。

そこを長いことやってきたということのその飛騨市のやり方なんですけれど。もうとにかくネットに出てくる固定資産税の課税の説明をいろんなネットで紹介している自治体いっぱいあります。そこに共通しているのは、ここまでなんですよ。不動産登記事務取扱手続準則に沿って、現況によって、判定すると。ここまでなんですよ。その先に「ただし、総合的に社会通念を考慮して、判定を変える」なんてことは何にも書いてないんですよ。なぜ、飛騨市はこういうふうになってしまうのかなと、それが、私は謎でしょうがないんですね。このあたりは、どうなんですかね。ちょっと説明をしていただきたいと思えますけれどね。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

飛騨市も、社会通念上考慮するというようなことは、書いてございません。これは先ほど申し上げたとおり、実務提要の中にそういう判断の例がある。例がといますか、判断するということが書かれているので申し上げたということでございますが。近隣の自治体でも均一な運用判断がされていないというふうに向っております。基本的な考え方としては、ビニールハウスが設置しているだけで、畑として認定するというような運用はされていないというふうに認識しております。

○11番（籠山恵美子）

先ほどの市民の今生活の大変さというのを言いましたけど、今農業者も大変なわけですよ。少しでも農業者を楽にすることができれば、こういう固定資産税の課税の判断認定基準みたいなものは、全国に倣って同じようにやったらいいんだと思うんですけど

ね。

現況で判断する。その現況というのは、つまりでも法務局に登録する前には、変更の許可をもらう。ちゃんともらってね。田から畑に変わりましたよという手続きを経て、法務局に登録をし、それで、それを確認に行って、現況は畑だなど。それで課税すればいいんじゃないのですか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

答弁の中でも申し上げましたが、法務局へ行って、田から畑に地目を変えられた場合には、将来的にも畑で使うという公示といいますか、意思表示をされたという解釈で、畑の課税に変えております。

△市長（都竹淳也）

ちょっとかみ合っていないので、解説をしたいと思うんですが。準則に基づいて課税していることは何にも変わらないんです。ただ準則で、単純に決定できない場合どうするのかというのが今の議論ですね。今回の話は、準則で簡単に決定できませんよと。さて、そういうときに何を根拠にやるのかとこういう話なんです。そのときに頼るのが固定資産税実務提要というのがあって、私も昔、税を長くやっていたので、こういうのを必ず見るんですが、国からのいろんな問い合わせに対して、答えたやつを集大成なんです。行政実例と我々は言いますが、この行政実例に基づいてやっていく。それは、国の公式見解をまとめたものであり、さらにまた専門機関の資産評価システム研究センターというのがあるのですが、そこにも相談のってもらえるものですから両方で確認をする。そのときに今回、田んぼから畑に変わっているという状況なので、それを田んぼとしてみるのか、畑としてみるのかという話なんです。現況のみでみるということは、現況、社会通念の現況でみるというのは変わっていないのですが、ただ、ここで先ほど答弁であったみたいにいろんな状況ですね、かんがい設備があるとか、畦畔が残っているとかですね。そういったケースはじゃあどうするんだという議論があって、それをそういう根拠に基づいてくと今回、田んぼという認定になるよとそういう話になったということなんです。

市が何かあらかじめ基準を決めて、入っていたとか基準決めずに決めたということじゃなくて、一体これはどうやって判断すればいいんだろうという困った状態だったので、そういうものを確認していったらこういう判断になりましたと今そういう話になっている。大元の部分は何も変わっていないので、どの自治体でも同じですけど。判断に困るものをどうするのかというのが今回の議論だと。多分この認識が、多分今の議論がかみ合わない理由じゃないかと思しますので、そこを踏まえたいうえでご理解いただければいいのではないかなと思います。

○11番（籠山恵美子）

一般質問で勉強させてもらって申しわけないですけども、なかなか納得できないので、あれですけど。例えば、準則でも判断できない事例というのは、例えばどういうことなんでしょうか。今、おっしゃった、いろんなかんがい用水の何かがあります。それから、何でしたっけ。作物、例えば、トマトとかソバみたいなものは、永年性作物ではないので、そういうものを植えても田んぼになりますよなんてことが書いてありますよね。これは、市の弁明書ですけど。そういうことになると、本人が、いや、もう法務局に畑で登記をしたいと。でも、市から見ると、そばには用水がある。いつかもしかしたらこれ田んぼに使えるかもしれない。だから駄目ですよ。田んぼですよとか、こういうようなことを言っているんですか。その判断できない準則というのは。教えてください。

□総務部長（泉原利匡）

ちょっと説明の仕方が下手なのかもしれませんが、判断が難しい場合に、市長申されたとおり実務提要に頼って、こういう場合はどうするんやということでそういう書物なり、先ほどありました資産評価システム研究センターというのが東京にあります。こちらにつきましては、そういう資産の評価の仕方とかそういうことを研究とかをしているところでございまして、財団法人なんですけれども。こちらも全国の全自治体が入っている団体ということで、そういうときに、疑問のときにはそこにも問い合わせをしながら、どういう評価をすればいいかということをやっているということでございます。

籠山議員が言われました、本人が田から畑へ登記まで変更しまして、畑にされたということになりますと、いくらやっぱり畦畔があったとしてもですね、畦畔や水路やらは当然近くにあると思うんですけども。本人がもうこれからは畑として使うという意味表示といいますか、将来にわたって、畑として利用するんやということ公示されたという判断のもとに、そういう場合には、当然畑としたうえで、田の様態をしても畑の課税をさせていただいておるということをご理解いただきたいと思います。

○11番（籠山恵美子）

わかりました。それではですね、ちょっと教えてください。飛驒市の条例あるいは規約の中にですね、固定資産税過納返還金支払要綱というのがありますね。これを読みますと、例えば、全国的にもあるようですけど、誤った賦課決定によって、納付された固定資産税などで、とり過ぎたというものは、それを還付して、市民への税負担の公平と税務行政に対する信頼を確保することを目的とするということの文言があって、こういう要綱があるんですけどね。これまでどんな事案が、これの対象になりましたか。そういう事例ありますか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

先ほどの答弁でもありましたが、平成22年度に還付したということにつきましては、

そのときに現地確認しまして、田として評価していたものを畑というふうはそのときの税務課のほうでは判断して、5年間さかのぼって、評価を変えて畑に戻して還付したという例はございます。

○11番（籠山恵美子）

要するに、過納返金返還金支払要綱というのは、平成22年12月28日につくられているんですね。ですから、その当時の、そういうことがあって、こういう要綱を改めてつくったということなんですかね、では。こういうものをちゃんとつくっていくということは大事だと思いますけれども。今、例えば、告発人が誤解をしているということであれば、ただ、これだけたくさんの農地がある中でですね、やはり、わからないで倍近くの税金を払っている方はいないですかね。そういうきちんとした調査は、どういうふうに行われているのでしょうか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

やっぱり毎年、現地確認をするというようなことが基本ということになっておりますけれども、飛騨市内でもう12万筆以上の土地があるというようなことで、実際には、全部の土地を見て回るといふわけにはいきませんので、航空写真とかいろんなものを参考にしたり、登記の異動があったときに、現地に行ったり、農地転用等の申請等があったときに、現地を見たりというようなことで確認をしている状況でございます。これは全国どこでも一緒だと思います。

○11番（籠山恵美子）

それじゃあ最後にちょっと確認します。こういう農地に関するトラブルが起きたときに、対応するところもちゃんとあるんでしょうけれども、こうやって監査請求が出たということはね、やはり相当真剣に調べられたという側面はありますから、やはりその方のこういう主張、やっぱりきちんと分析をしながら私たちもですね、「何言っているんだよ」なんて言ってほおるわけにはいきませんので、やはりきちんとこの機会に研究をしながら、また、勉強しながらやっているわけですがけれども、その国税庁の法令解釈通達にしたがった認定ということは間違いない。

それから、地方税法に基づく遡及したその5年分の返還というのは、こういう要綱をつくり、それで返還したということに間違いありませんか。

◎議長（葛谷寛徳）

答弁を求めます。

□総務部長（泉原利匡）

そのとおりでございます。

○11番（籠山恵美子）

私も本当に農業をやったことがないものですから消費者でしかなかったものですから

今回、随分勉強になりました。参考になりました。これから本当に農業者も、先ほど言いましたけど、本当に大変で、業務用の出荷の野菜がとにかく出ませんから、野菜は暴落する、米価も下がっている。そういう中での生活ですので、農業者も大変です。本当にいい農政になるように、これからも、私たちも、私も勉強しながらですけども、いい農政をやっていただくようにご尽力をお願いしたいと思います。

以上で終わります。

〔11番 籠山恵美子 着席〕

◎議長（葛谷寛徳）

以上で、11番、籠山議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして質疑並びに一般質問を終結いたします。

◆休憩

◎議長（葛谷寛徳）

ここで、暫時休憩いたします。再開を午後3時10分といたします。

（ 休憩 午後3時00分 再開 午後3時10分 ）

◆再開

◎議長（葛谷寛徳）

休憩を解き、会議を再開します。

◆発言の訂正

◎議長（葛谷寛徳）

泉原総務部長より発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

□総務部長（泉原利匡）

先ほどの籠山議員に対する答弁の中で、還付の事例の発言に対しまして、要綱等で5年間の還付をしたという答弁をさせていただきましたけれども、実際は、地方税法の規定によって5年間の還付をしたという事例でございますので、訂正させていただきます。失礼しました。

◆追加日程第1 議案第128号 令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）

◎議長（葛谷寛徳）

それではお諮りをします。

ただいま市長より議案第128号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算（補正第8号）が提出されました。

これを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思います。これにご異

議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。

よって議案第128号を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

追加日程第1、議案第128号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第8号)を議題といたします。説明を求めます。

[市長 都竹淳也 登壇]

△市長(都竹淳也)

それでは、議案第128号にて追加提案いたしました補正予算につきまして、その概要のご説明を申し上げます。今回の補正予算は、新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を1人で担う低所得のひとり親世帯に大きな困難が心身等に生じていることを踏まえ、全額国の補助金を財源とし、ひとり親世帯臨時特別給付金を支給するものでございます。1世帯当たり5万円。第2子以降、1人につき3万円を年内に支給いたします。予算総額800万円を追加いたしまして、補正後の予算額は229億4,600万円となります。

以上をもちまして追加日程における提案説明を終わらせていただきます。

[市長 都竹淳也 着席]

◎議長(葛谷寛徳)

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

(「なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

質疑なしと認めます。質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長(葛谷寛徳)

ただいま議題となっております議案第117号、飛騨市行政区等設置条例の一部を改正する条例についてから議案第124号、飛騨市市道の構造の技術的基準を定める条例の一部を改正する条例についてまでの8案件については、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、各委員会に付託をいたします。

次に議題となっております議案第125号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第7号)から、議案第128号、令和2年度飛騨市一般会計補正予算(補正第8号)までの4案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり予算特別委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。

よって議案第125号から議案第128号までの4案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これらに付託のうえ、審査することに決定をいたしました。

◆休会

◎議長(葛谷寛徳)

ここでお諮りいたします。12月11日から12月16日までの6日間は、常任委員会、予算特別委員会審査等のため本会議を休会したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」との声あり)

◎議長(葛谷寛徳)

ご異議なしと認めます。

よって、12月11日から12月16日までの6日間は、本会議を休会することに決定をいたしました。

◆散会

◎議長(葛谷寛徳)

以上で本日の日程は全て終了いたしました。

次回の会議は、12月17日、午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

お疲れさまでした。

(散会 午後3時14分)

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長

葛谷寛徳

飛騨市議会議員（3番）

谷口敬信

飛騨市議会議員（4番）

上ヶ吹豊孝